

郡山市公共施設等総合管理計画



平成28年3月

郡山市

※本文中のデータは、特に記載のあるものを除き、2015年3月31日現在のものです。
※本文中の*（アスタリスク）の表記は、巻末資料に用語の説明があることを表しています。

（例）このような状況は、全国の自治体においても同様な状況にありますが、今後、これらの施設は、老朽化により一斉に更新*時期を迎えることとなります。

↓

巻末資料の用語説明「こ」の欄に用語説明あり

< 目 次 >

第1章 計画の目的等

1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 対象施設及び分類	2

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現況	3
(1) 保有状況	3
(2) 老朽化の状況	9
(3) 耐震化の状況	14
(4) 利用状況	16
2. 人口の見通し	17
3. 財政状況	18
(1) 歳入の状況	18
(2) 歳出の状況	19
(3) 公共施設等に係る経費の状況	20
4. 公共施設等に係る経費の見込み	21
(1) 公共施設の更新等費用の推計	21
(2) インフラ施設の更新等費用の推計	22
(3) 公共施設等全体の更新等費用の推計	23

第3章 公共施設等マネジメントの基本方針

1. 計画期間	24
2. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策	24
3. 現状や課題に関する基本認識	25
(1) 公共施設等の更新費用と財源の見込み	25
(2) 公共施設等マネジメントの目標値	28
4. 公共施設等マネジメントの実施方針	30
4-1 長寿命化による更新費用縮減のための実施方針	30
(1) 点検診断等の実施方針	30
(2) 長寿命化の実施方針	31
4-2 総量縮減等による更新費用縮減のための実施方針	32
(1) 維持管理・修繕・改修・更新等の実施方針	32
(2) 最適化の推進方針	34
(3) 地区の特性に配慮した実施方針	37

4-3	利用者の安全確保のための実施方針	38
(1)	安全確保の実施方針	38
(2)	耐震化の実施方針	39
4-4	実施体制構築方針	40
(1)	統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	40

第4章 施設類型別マネジメント基本方針

1.	施設類型区分	41
2.	公共施設等のマネジメント基本方針	42
2-1	公共施設のマネジメント基本方針	42
2-2	インフラ施設のマネジメント基本方針	42
3.	施設類型別の現状・課題及び基本方針	43
(1)	公共施設	43
(2)	インフラ施設	58

第5章 公共施設等の有効活用

1.	公共施設等の有効活用	63
(1)	老朽化施設の有効活用	63
(2)	稼働率の低い施設や余剰スペースの有効活用	63
(3)	公平性・透明性の確保	63
2.	公共施設等の最適利用	64
(1)	国・県との連携	64
(2)	近隣自治体との連携	65

第6章 計画の進行管理

1.	フォローアップの実施方針	66
(1)	本計画及び個別計画の進捗管理	66
(2)	本計画及び個別計画の見直し	66
(3)	情報の公開と管理	66

巻末資料

1.	用語説明	68
2.	郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会	72
(1)	委員名簿	72
(2)	委員会検討経過	72
3.	検討経過	73

第1章 計画の目的等

1. 計画の目的

郡山市が保有する学校・市営住宅等の公共施設*や上下水道・道路等のインフラ施設*（以下、「公共施設等*」という。）の多くは、高度経済成長や昭和40年から昭和50年代の急激な人口増加と都市化に伴い、市民ニーズに応える形で集中的に整備されてきました。このような状況は、全国の自治体においても同様な状況にありますが、今後、これらの施設は、老朽化により一斉に更新*時期を迎えることとなります。

老朽化した公共施設等*をこれまでと同じ考えで更新*していくと、行財政運営の大きな負担となり、一方、放置すれば平成24年12月に山梨県の中央道笹子トンネルで発生した天井板崩落事故のように、利用する市民の安全・安心に重大な影響を及ぼしかねない状況にあります。

このため、今後の公共施設等*の整備や更新、維持管理等については、施設の老朽化はもとより、人口減少、少子高齢化による施設利用形態の変化や厳しい財政状況を踏まえ、施設の点検・更新*・集約化*・多機能化*・長寿命化*等を効果的に、かつ計画的に行うことで財政負担の軽減・平準化*を図り、長期的視点で取組んでいく必要があります。

このことから、公共施設等*の効率的・効果的なマネジメント*を実施し、将来の時代を担う子供たちに、優良な資産を引き継ぎ、施設の質と量の最適化と、安全・安心で持続可能な維持管理*を実現するため、「郡山市公共施設等総合管理計画*」を策定します。

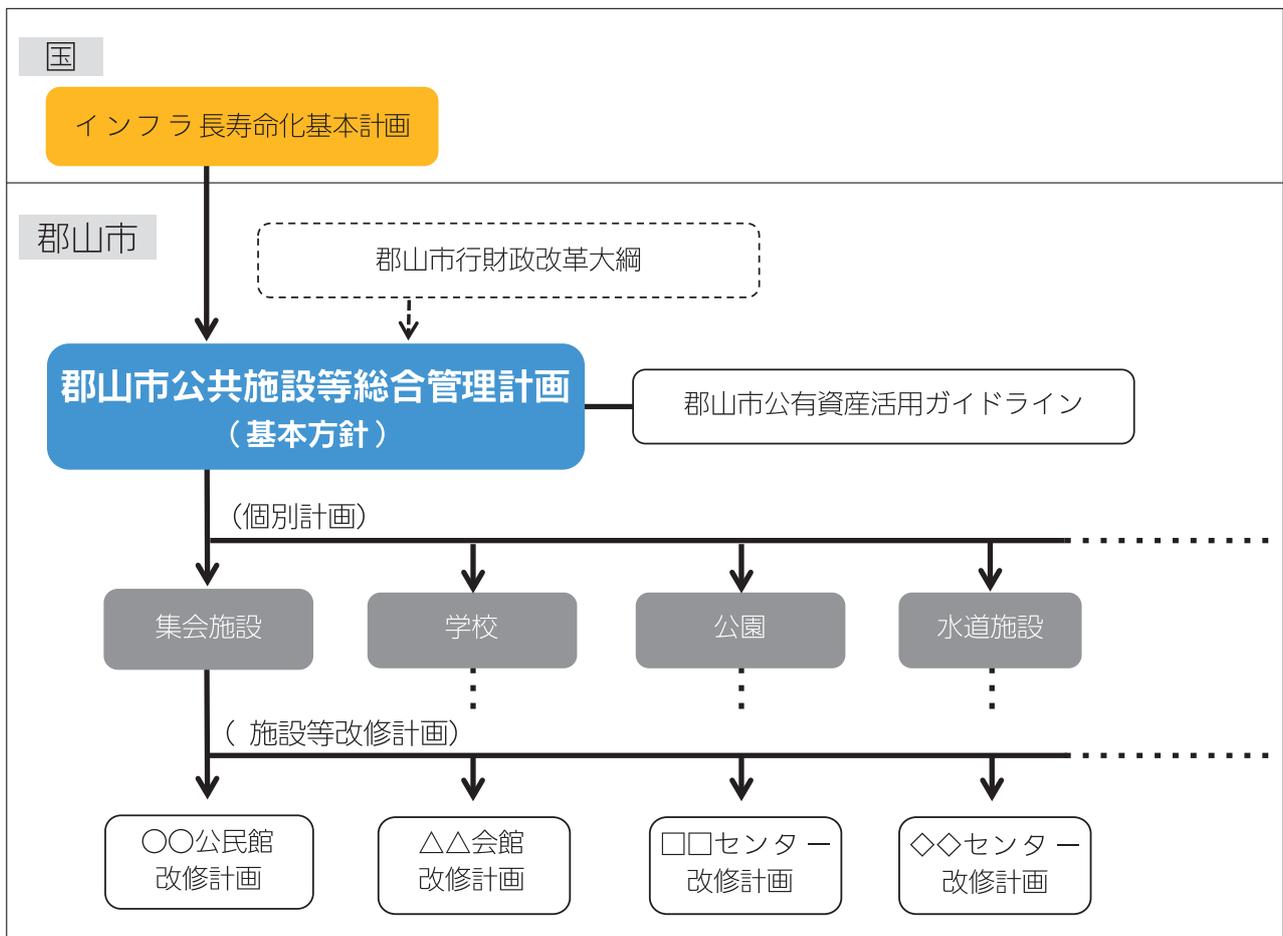


2. 計画の位置づけ

本計画は、「郡山市行財政改革大綱*（平成27～29年度）」を踏まえ、全庁横断的な公共施設等*マネジメント*に関する基本方針として定めるものです。具体的な方針については、今後、施設類型ごとの個別計画の中で検討していきます。

また、国の「インフラ長寿命化基本計画*」（平成25年11月25日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき策定します。

▼ 計画の体系



3. 対象施設及び分類

本計画では、本市が所有する全ての公共施設*及びインフラ施設*を対象とし、その分類は施設の用途で区分し、以下のとおりとします。

分類	施設類型	
公共施設	集会施設、歴史・シンボル施設、図書館、スポーツ施設、学校、保育所、庁舎等、防災施設、市営住宅、清掃関係施設、公衆便所等	16類型
インフラ施設	公園、水道施設、下水道施設、道路・橋梁	4類型

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現状

(1) 保有状況

① 公共施設

本市の公共施設*は743施設あり、延床面積は約118.7万㎡です。施設類型別に見ると、学校が最も多く全体の約40.3%を占め、続いて市営住宅が約20.2%を占めており、これらを合わせると、全体の約60.5%となります。学校と市営住宅が占める割合が多い状況は、全国共通の傾向です。

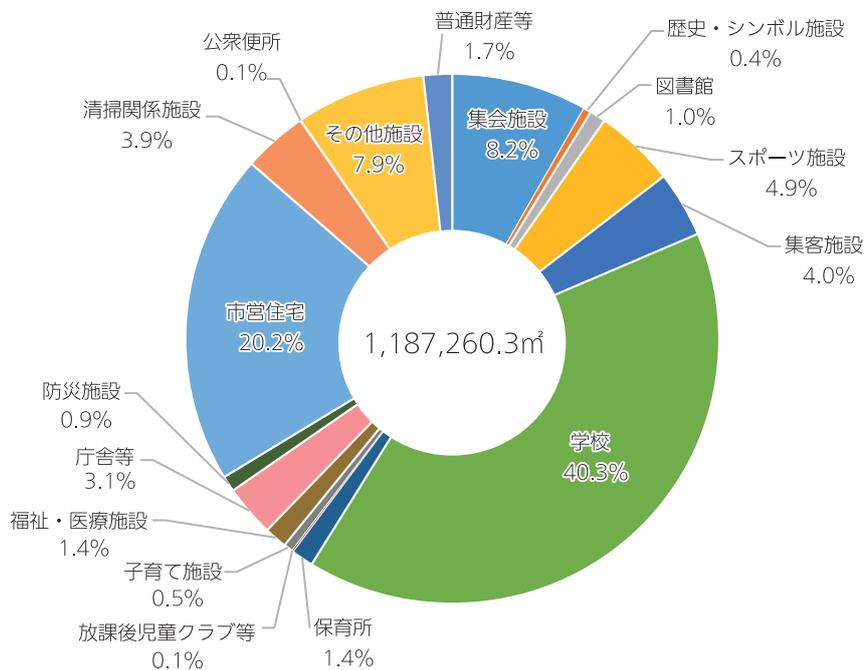
▼ 類型別資産状況（公共施設）

施設類型	主な施設	施設数	延床面積(㎡)	割合
1 集会施設	公民館、消防センター、労働福祉会館 等	146	97,732.1	8.2%
2 歴史・シンボル施設	公会堂、開成館、久米正雄記念館 等	11	5,217.5	0.4%
3 図書館	図書館	17	11,395.3	1.0%
4 スポーツ施設	体育館、野球場、スポーツ広場 等	43	57,957.0	4.9%
5 集客施設	青少年会館、高篠山森林公園、ユラックス熱海、石筵ふれあい牧場、市民文化センター、カルチャーパーク 等	18	47,885.4	4.0%
6 学校	小学校、中学校	89	478,226.5	40.3%
7 保育所	保育所	25	16,162.3	1.4%
8 放課後児童クラブ等	放課後児童クラブ、地域子ども教室	36	1,271.3	0.1%
9 子育て施設	こども総合支援センター、地域子育て支援センター、少年センター、希望ヶ丘児童センター	10	6,051.4	0.5%
10 福祉・医療施設	障害者福祉センター、緑豊園、希望ヶ丘学園、ひまわり荘、医療介護病院 等	8	16,358.5	1.4%
11 庁舎等	市役所、行政センター、連絡所、市民サービスセンター	21	37,217.7	3.1%
12 防災施設	消防団車庫詰所、水防センター、防災倉庫	194	11,260.7	0.9%
13 市営住宅	市営住宅	41	239,975.4	20.2%
14 清掃関係施設	クリーンセンター、埋立処分場	6	46,085.0	3.9%
15 公衆便所	公衆便所、観光地公衆便所	29	479.0	0.1%
16 その他施設	保健所、温泉事業所、東山霊園、東山悠苑、デイ・サービスセンター、駐輪場、駐車場 等	49	93,356.1	7.9%
普通財産等	普通財産、廃校	—	20,629.1	1.7%
合 計		743	1,187,260.3	100.0%

(注1) 延床面積は、市所有建物の延床面積のみが対象

(注2) 郡山市公共施設白書*の分類との対応は、「第4章 施設類型別マネジメント基本方針の1. 施設類型区分」に表示

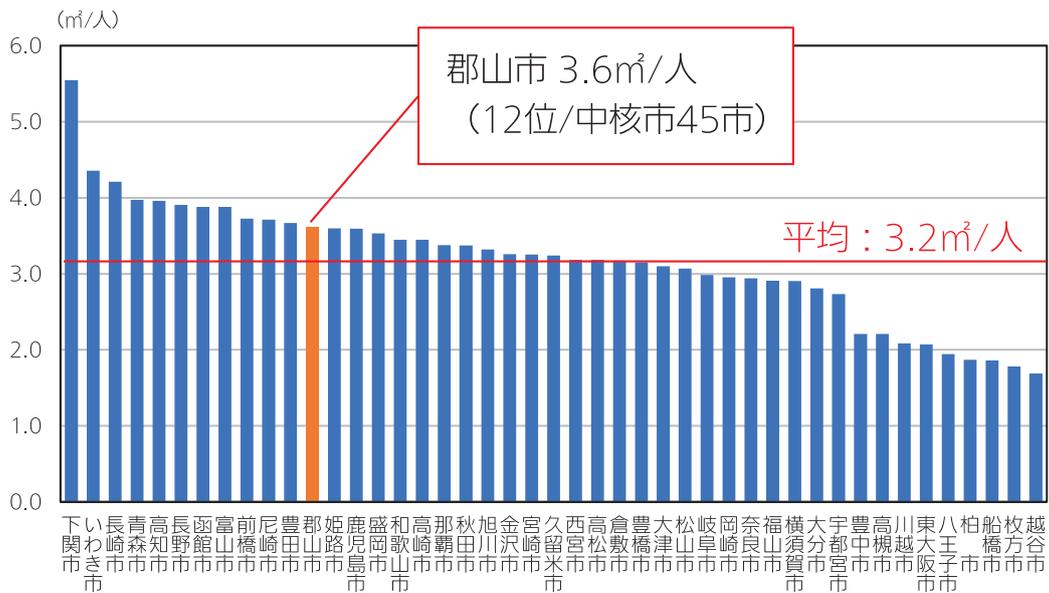
▼ 施設類型別建物保有割合（延床面積）



(注) 複合施設（1つの建物内に複数の施設が入居しているもの）、兼施設（1つの施設そのものが別の施設を兼ねているもの）は主要施設の面積に分類

市民1人あたりの公共施設*面積は3.6㎡/人で、市民サービス向上のため積極的な整備を進めてきた結果、中核市の平均に比べ多い保有量となっています。

▼ 公共施設面積中核市比較（市民一人あたり延床面積）



(注1) 行政財産（公共用に使用される財産）が対象
 (注2) 郡山市のデータは2015年3月31日現在
 (注3) 他市データは平成25年度公共施設状況調査（2014年3月31日現在）による。

② インフラ施設

本市のインフラ施設*には、公園、水道施設、下水道施設、道路・橋梁があります。

▼ 類型別資産状況（インフラ施設）

施設類型	主な施設	施設数		保有量
		建物	箇所数	
17 公園	都市公園、ちびっ子広場、農村公園、親水広場、東部森林公園	建物	145	7,054.6㎡
		箇所数	627	381.5ha
18 水道施設	上水道、工業用水道、簡易水道に係る浄水場、ポンプ場、管路等	建物	41	24,945.7㎡
		管路		1,844.7km
19 下水道施設	流域関連公共下水道、湖南特定環境保全公共下水道、農業集落排水に係る浄化センター、ポンプ場、管路等	建物	24	23,451.4㎡
		管路		1,293.2km
20 道路・橋梁	内環状線立体交差配水用ポンプ室	建物	1	48.0㎡
	市道、農道、林道	道路	8,783	3,554.0km
	橋梁、トンネル	橋梁等	812	13.2km

(注1) 公園のうち親水広場の面積は市所有土地面積のみ。

(注2) 公園のうちカルチャーパーク、高篠山森林公園は集客施設に含むため除く。

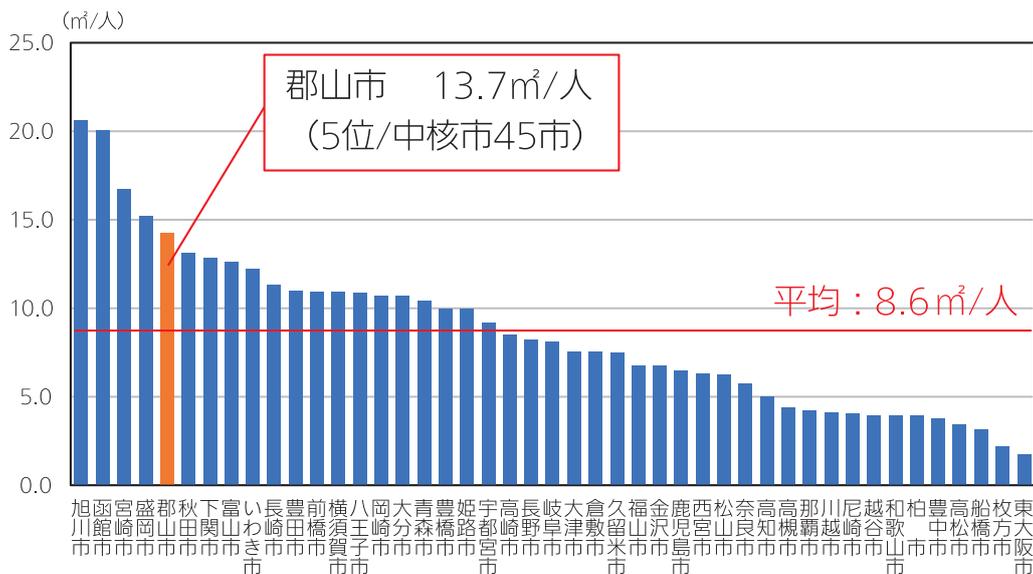
(注3) 郡山市公共施設白書*の分類との対応は、「第4章 施設類型別マネジメント基本方針の1. 施設類型区分」に表示

ア 公園

公園の保有量は627箇所381.5haです。

都市公園等の市民一人あたりの面積は13.7㎡/人あり、都市環境整備のため、公園の整備を積極的に推進してきたことから、市民一人あたりの公園面積は中核市の中でも広い状況にあります。

▼ 都市公園等面積中核市比較（市民一人あたり面積）



(注1) ちびっこ広場、親水公園は除き、カルチャーパーク、高篠山森林公園は含む。

(注2) 郡山市のデータは2015年3月31日現在

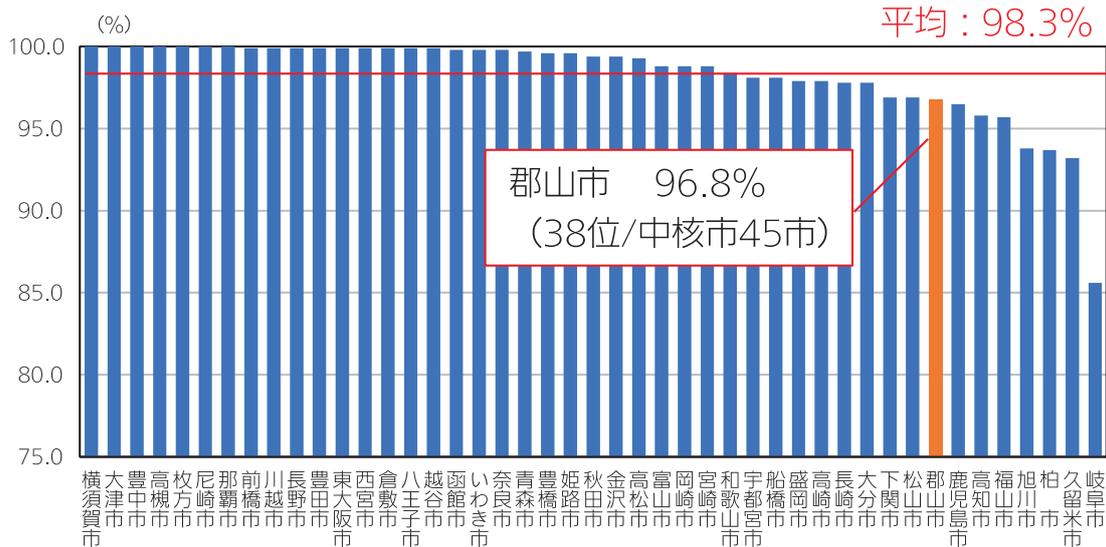
(注3) 他市データは平成25年度公共施設状況調査（2014年3月31日現在）による。

イ 水道施設

水道（上水道・簡易水道）の普及率は96.8%に達しており、約32万人に1日10.6万㎡の水道水を供給しています。

市域面積の広さや集落が点在している等の地理的条件等の要因から、普及率は中核市平均より低い現状です。

▼ 上水道普及率中核市比較

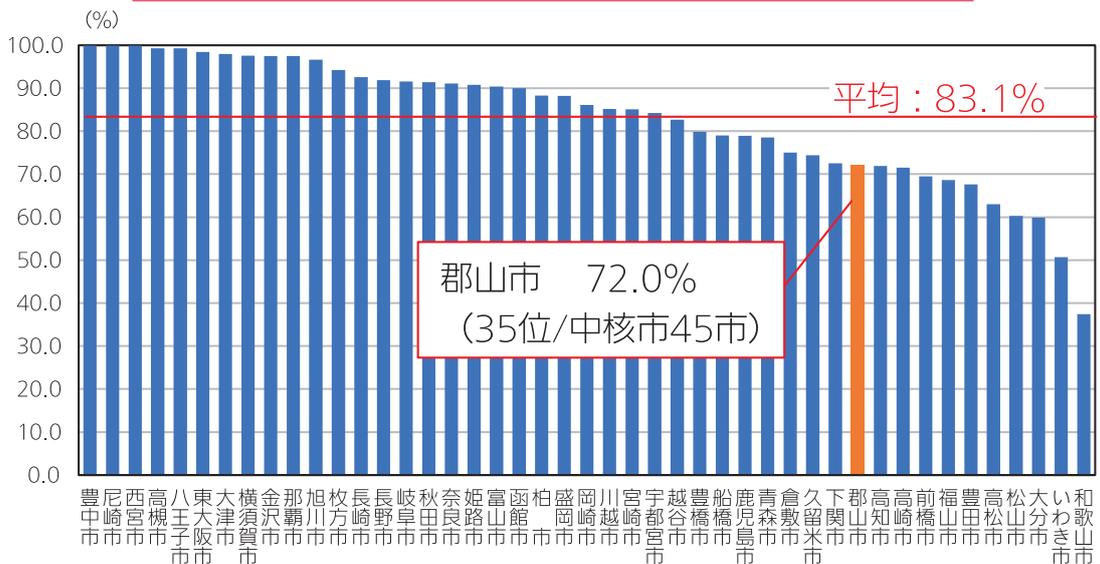


(注1) 郡山市のデータは水道事業年報（2015年3月31日現在）による。
 (注2) 他市データは都市要覧（2014年3月31日現在）による。

ウ 下水道施設

水道と同様に地理的条件等の要因から、下水道の普及率は72.0%、下水道と農業集落排水を合わせた普及率は76.0%にとどまっています。

▼ 下水道（農業集落排水を除く）普及率中核市比較



(注1) 郡山市のデータは2015年3月31日現在
 (注2) 他市データは都市要覧（2014年3月31日現在）による。

工 道路・橋梁

道路実延長は約3,538.1km、橋梁・トンネル数は812本あり、市域面積757.20km²を支えています。中核市平均よりも多い市道延長を有していますが、これは水道等と同様の地理的条件等の要因によるものと考えられます。



(注1) 自転車歩行者道を含まない道路実延長（トンネル、橋梁の延長を含む）の比較。

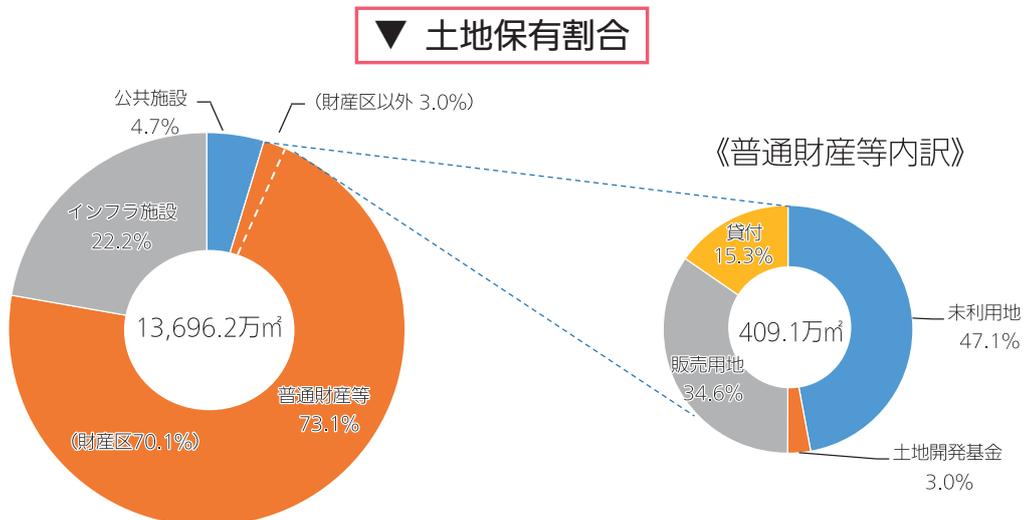
(注2) 郡山市のデータは2015年3月31日現在

(注3) 他市データは平成25年度公共施設状況調査（2014年3月31日現在）による。

③ 土地

本市が保有する土地は約13,696.2万m²あり、うち公共施設*に使用されている土地が約4.7%、インフラ施設*は約22.2%あり、現在行政目的で使用されていない土地で貸付け*等を行っていない未利用の土地（将来の施設建設のための先行取得地を含む）は47.1%です。

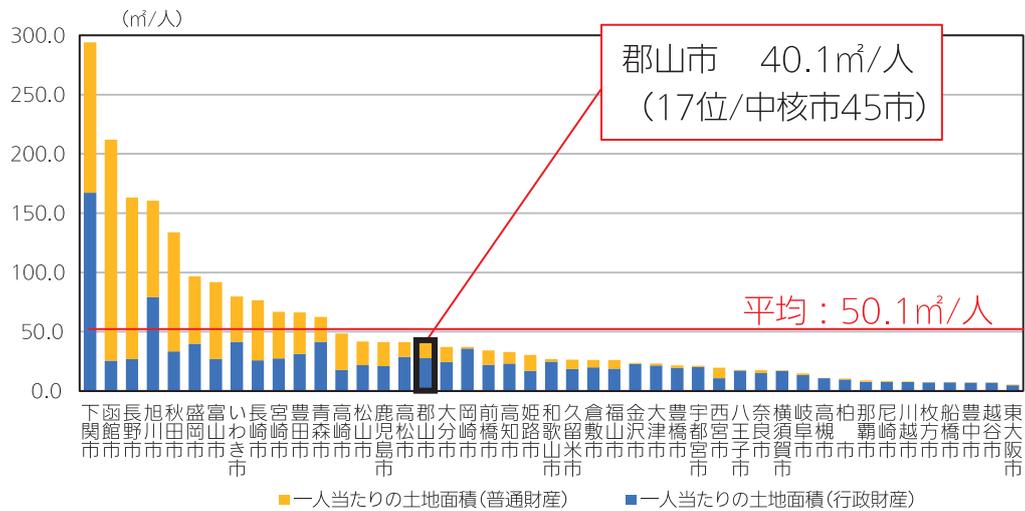
また、市民一人あたりの土地面積は40.1m²/人で、中核市の平均よりも低い保有状況にあります。



(注1) 販売用地とは、販売目的で所有している工業団地等の土地

(注2) 貸付は、2015年4月1日現在

▼ 土地面積中核市比較（市民一人あたり面積）



- (注1) 上下水道等の企業会計及び財産区・土地開発基金以外の財産が対象
- (注2) 郡山市のデータは2015年3月31日現在
- (注3) 他市データは平成25年度公共施設状況調査（2014年3月31日現在）による。



(左：中央公民館 右：公会堂)



(本町緑地)

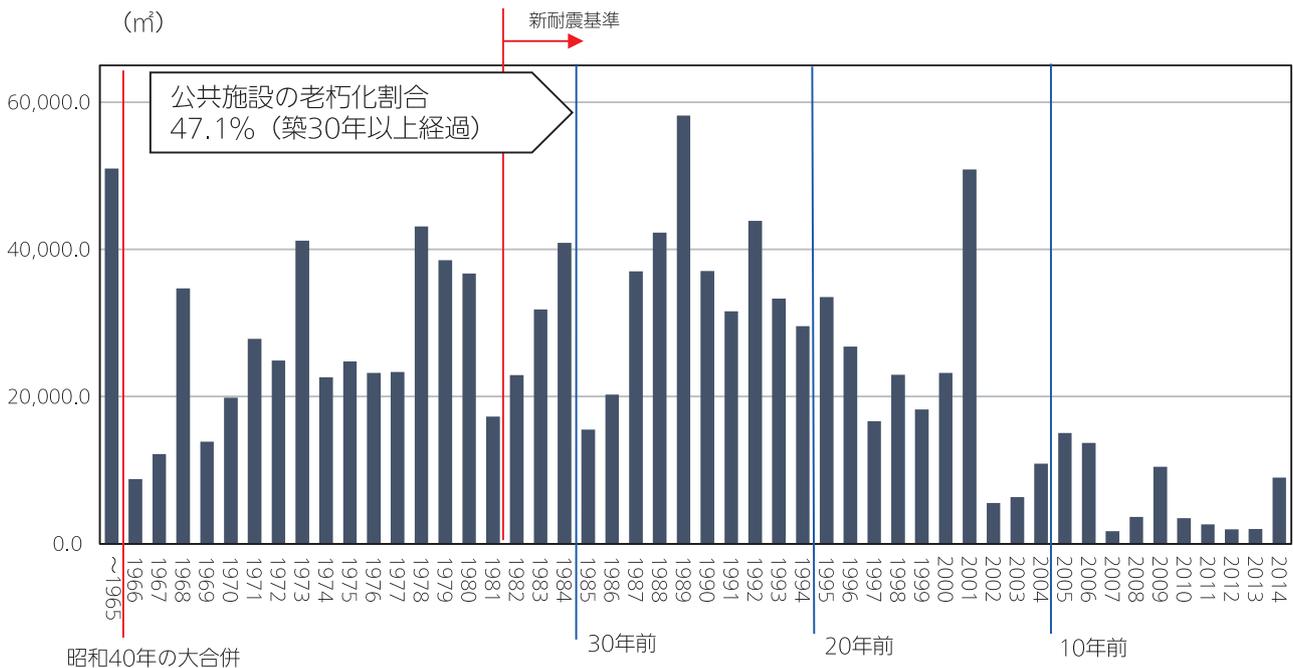
(2) 老朽化の状況

① 公共施設

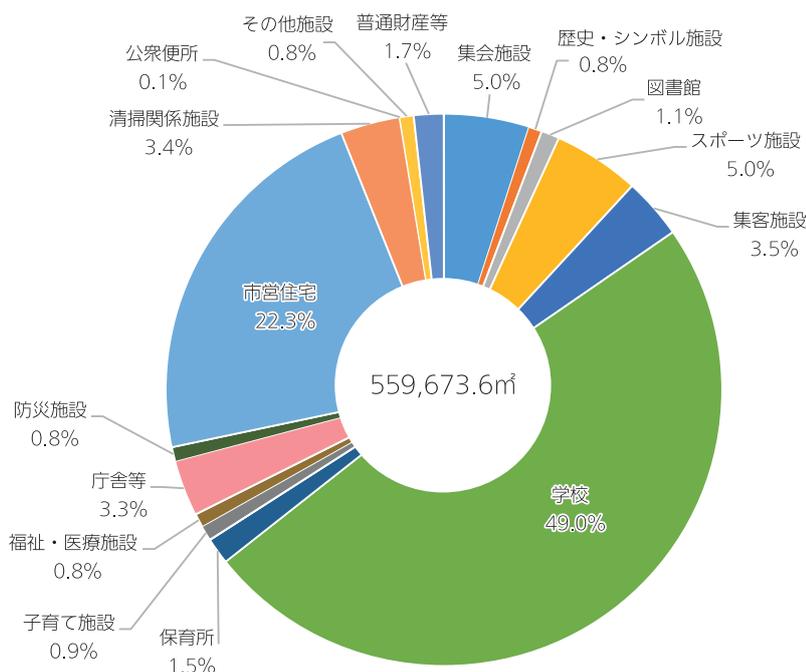
本市の公共施設*は、約47.1%が整備から30年を経過しており、このうち施設類型別では学校が約49.0%、市営住宅が約22.3%を占めています。

10年後には全体の約76.5%に達し、急激に老朽化が進行する見込みです。

▼ 公共施設築年別整備状況



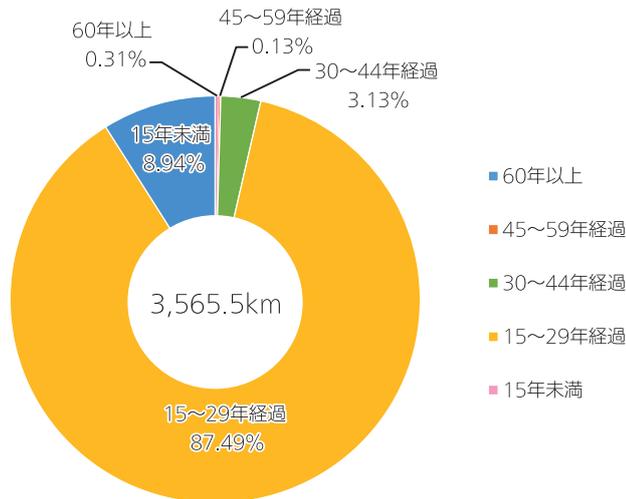
▼ 築30年以上経過施設の内訳



② 道路・橋梁

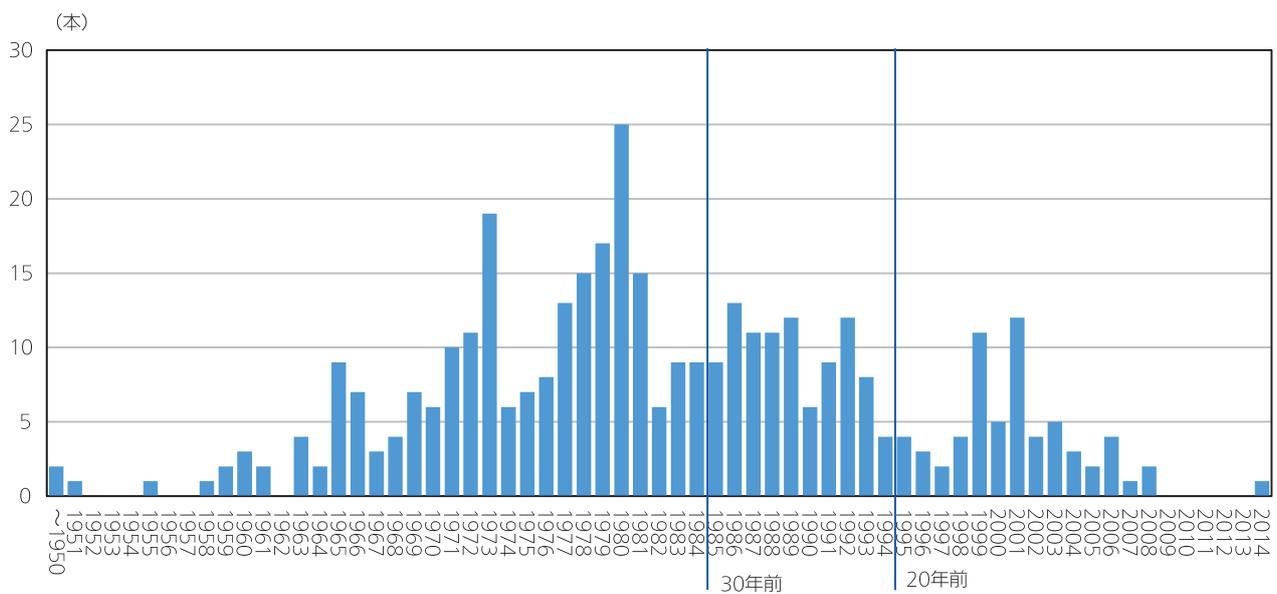
道路は、約91.1%が市道に認定されてから15年以上経過しており、2010年（平成22年）頃まで市街地整備の進捗に伴って一定のペースで市道認定が行われてきたことから、今後は15年以上経過した道路の割合は徐々に増加していく見込みです。

▼ 道路認定年度別整備状況



また、橋梁は、建設年度が判明している382橋のうち、30年を経過したものの割合は約58.6%となっており、10年後には全体の約83.5%に達し、急激に老朽化が進行していく見込みです。

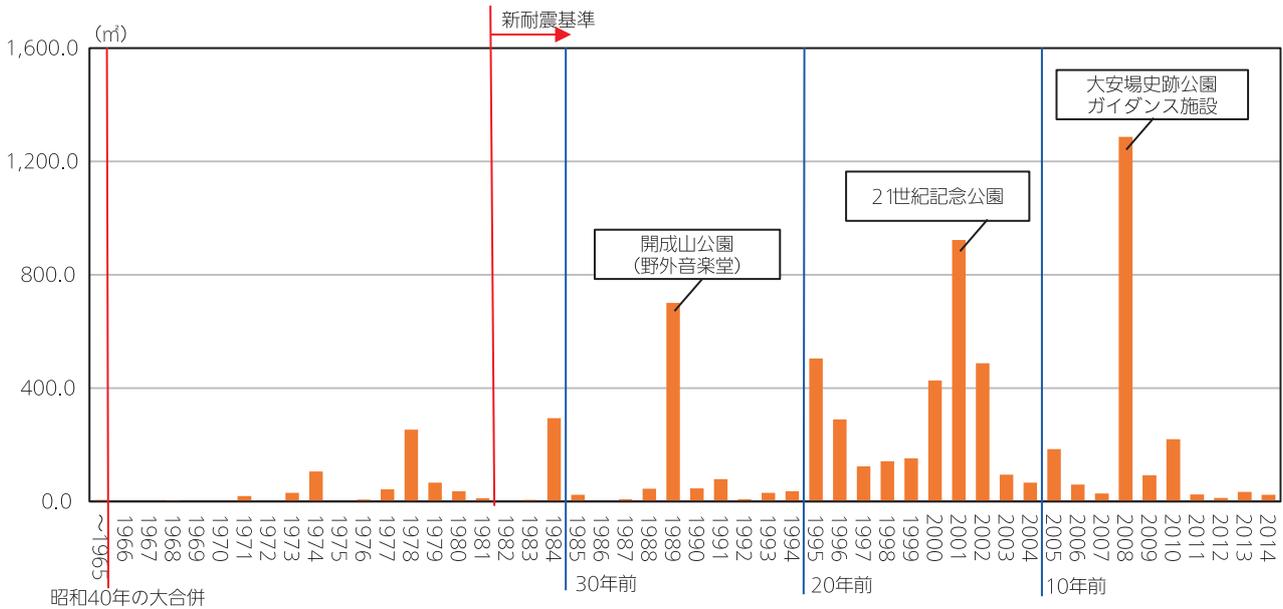
▼ 橋梁築年別整備状況



③ 公園

公園内にある建物（管理棟やレクリエーション施設、公衆トイレ等）の30年以上経過したものの割合は12.6%と比較的低い状況ですが、10年後には全体の約26.5%となり、徐々に老朽化が進行していく見込みです。

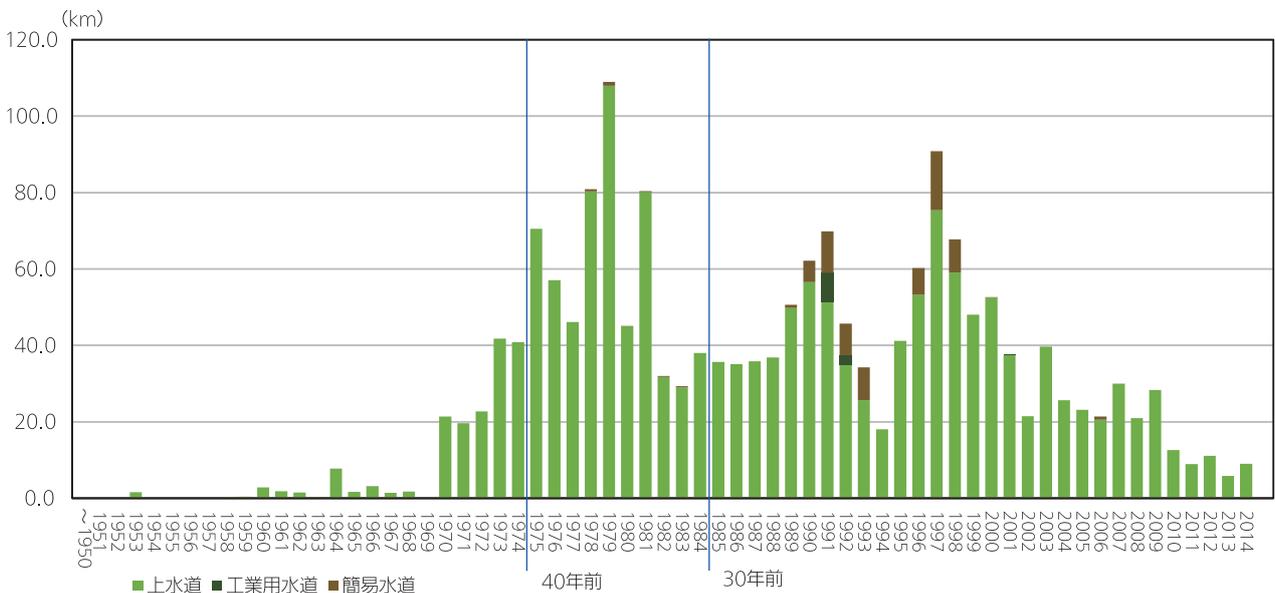
▼ 公園建物築年別整備状況



④ 水道

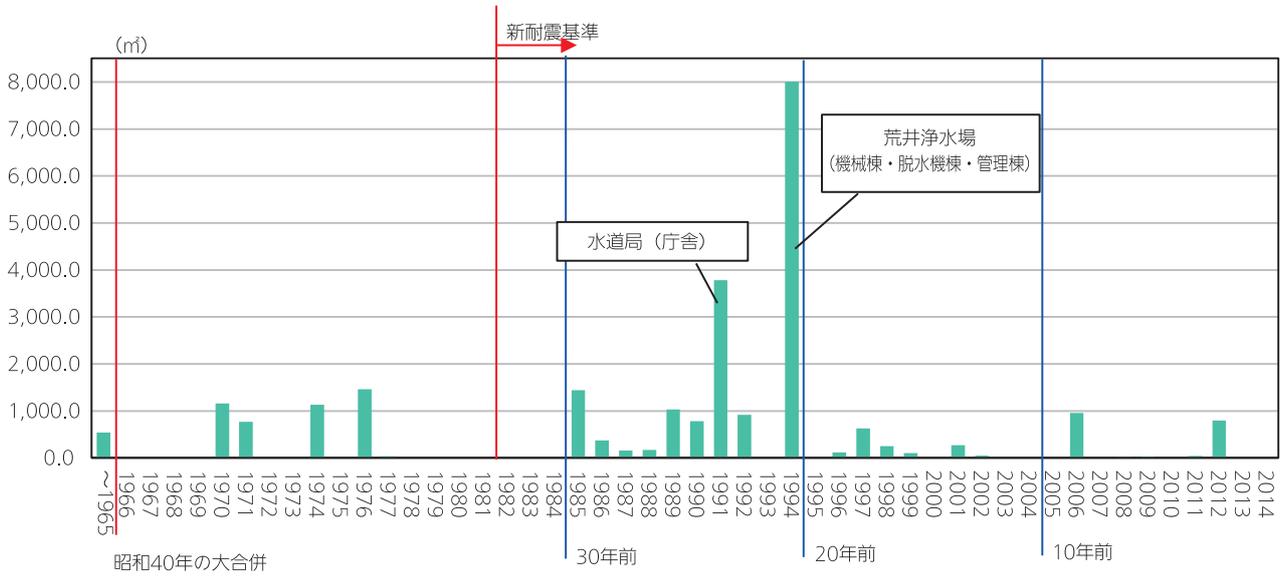
水道の管路は、高度経済成長期の需要の増大を背景に1973～2003年にかけて多く整備され、法定耐用年数*の40年以上のものの割合は全体の約9.3%にとどまっていますが、10年後には全体の約41.2%となり、急激に老朽化が進行していく見込みです。

▼ 水道管路敷設年度別整備状況



水道の建物で30年以上経過しているものは約20.5%ですが、1985～1992年に集中的に整備されており、10年後には全体の約87.3%に達し、管路とともに急激に老朽化が進行していく見込みです。

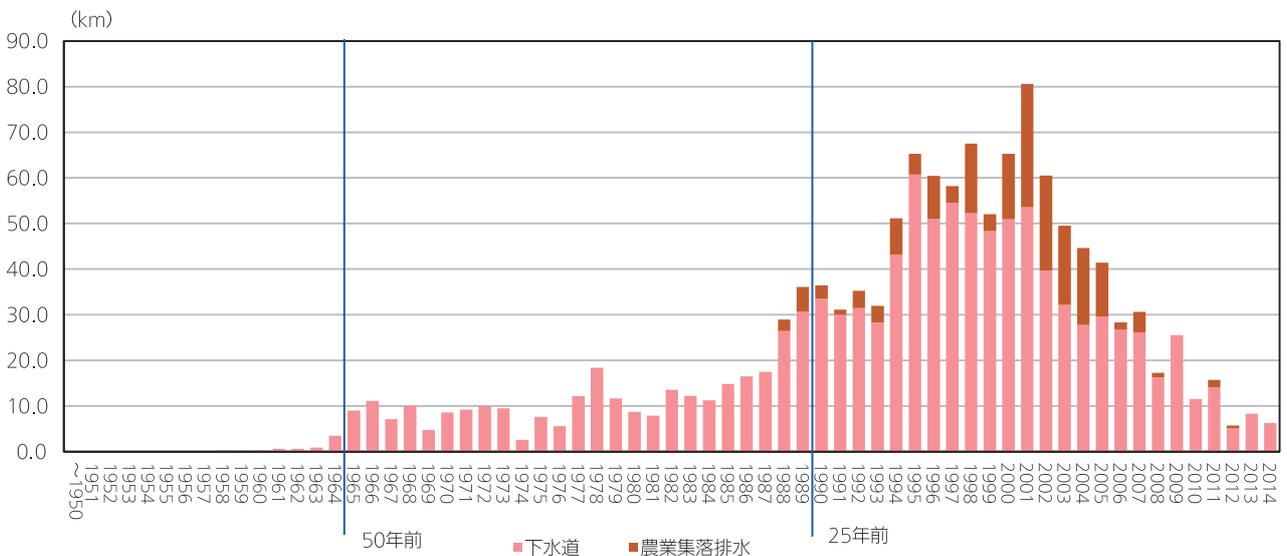
▼ 水道建物築年別整備状況



⑤ 下水道

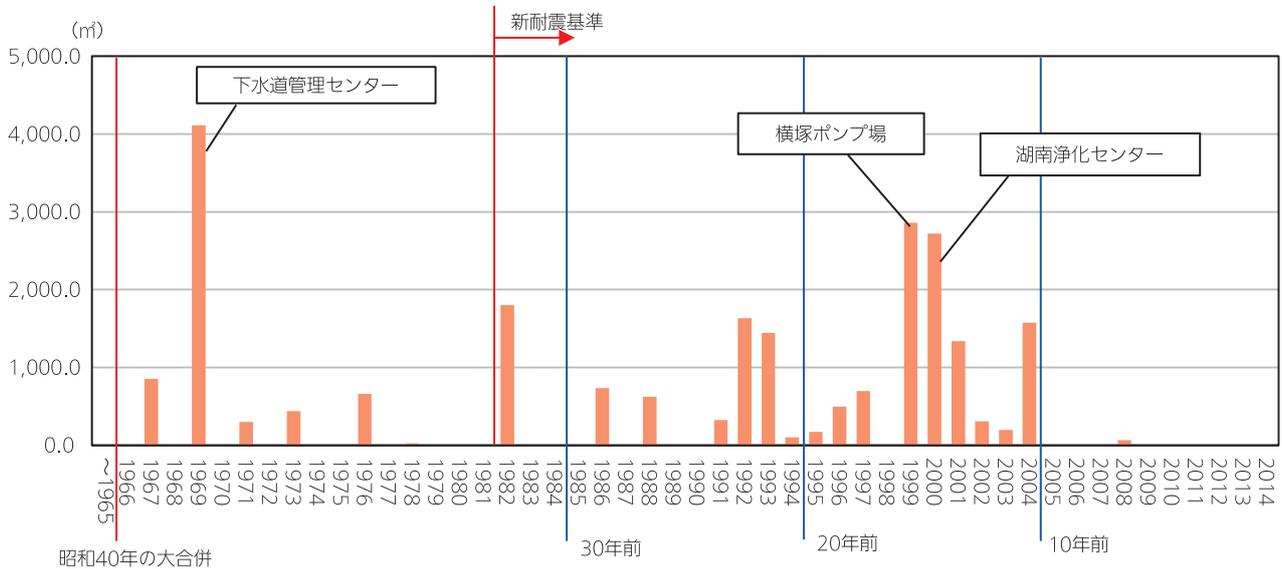
下水道の管路は、50年以上のもの割合は全体の約0.5%ですが、10年後には全体の約6.4%となり、当面は緩やかに老朽化が進行する見込みですが、1988～2007年の集中整備時期に整備されたものの割合は73.9%であり、20年後頃から急激に老朽化が進行する見込みです。

▼ 下水道管路敷設年度別整備状況



下水道の建物は1967年から段階的に整備されており、30年以上経過しているものは約34.9%ですが、10年後には全体の55.6%に達し、今後老朽化が進行していく見込みです。

▼ 下水道建物築年別整備状況



(旧湖南職員住宅 (現湖南行政センター倉庫))



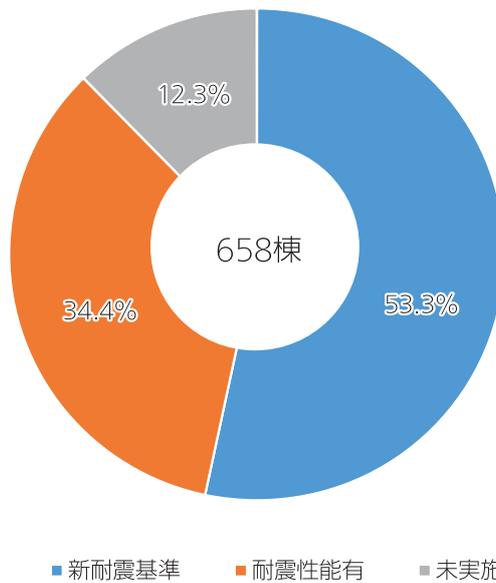
(雷堂市営住宅)

(3) 耐震化の状況

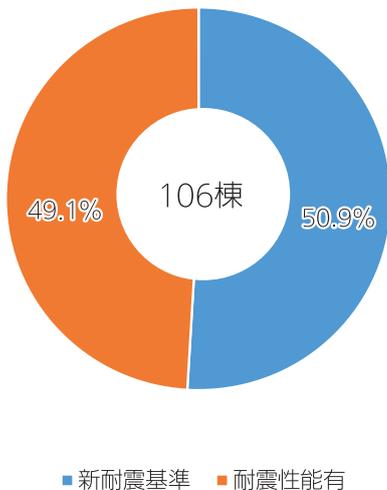
① 建物

本市の公共施設*及びインフラ施設*の建物については、「郡山市耐震改修促進計画*」で対象とする施設のうち、昭和56年以前の旧耐震基準*の建物が全体の約46.7%を占めており、87.7%の建物については耐震化が進んでいます。そのうち、市営住宅は100%の耐震化率を達成、学校は約86.1%の耐震化率です。

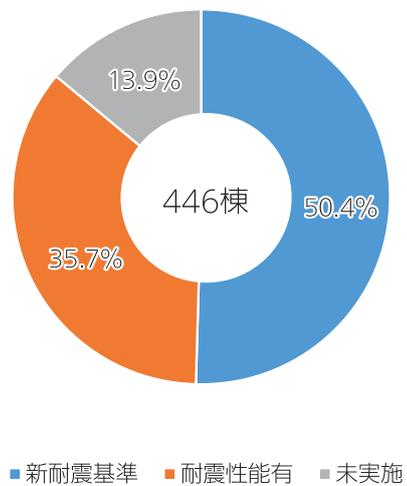
▼ 市有建物の耐震化状況



▼ 市営住宅の耐震化状況



▼ 学校の耐震化状況

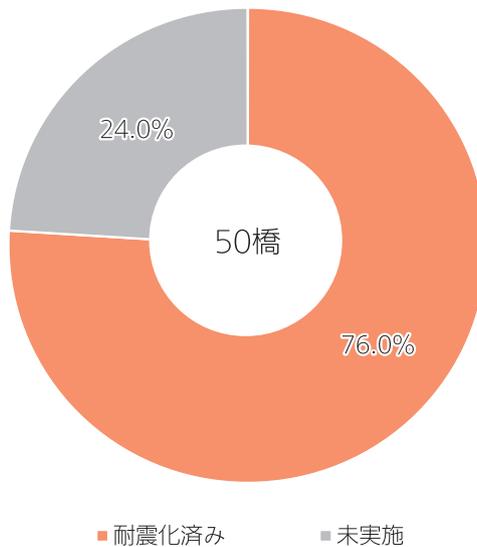


② インフラ施設（建物を除く）

インフラ施設*（建物を除く）については、橋梁、水道及び下水道の耐震化に取り組んでいます。橋梁については、緊急輸送道路上の橋梁や、鉄道・高速道路を跨ぐ橋梁のうち耐震化が必要と判断された50橋を対象に取り組んでおり、耐震化率は約76.0%です。

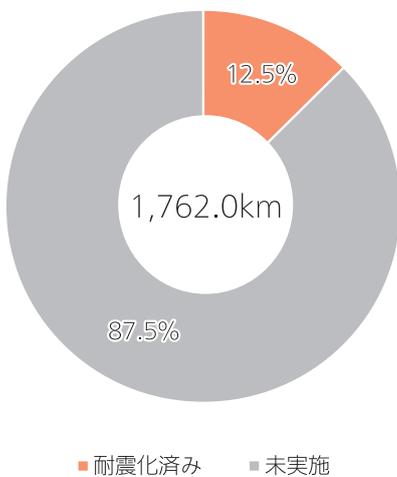
なお、水道及び下水道の管路については、耐震性のある管を使用するとともに接続部の継手対策や周辺地盤の液状化対策等により、水道は約12.5%の耐震化率、下水道は約37.3%の耐震化率です。

▼ 重要な橋梁の耐震化状況

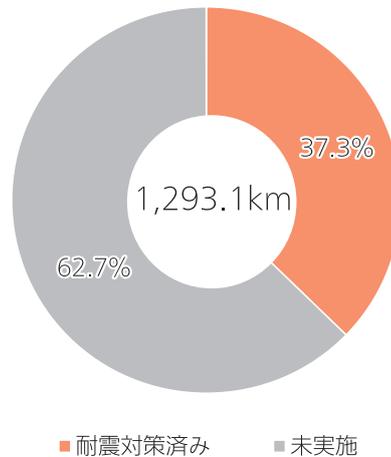


(注) 重要な橋梁とは、災害時の落橋により、生活に大きく影響を及ぼす橋梁（緊急輸送道路上の橋梁や、鉄道、高速道路をまたぐ橋梁など）

▼ 水道の耐震化状況



▼ 下水道の耐震化状況



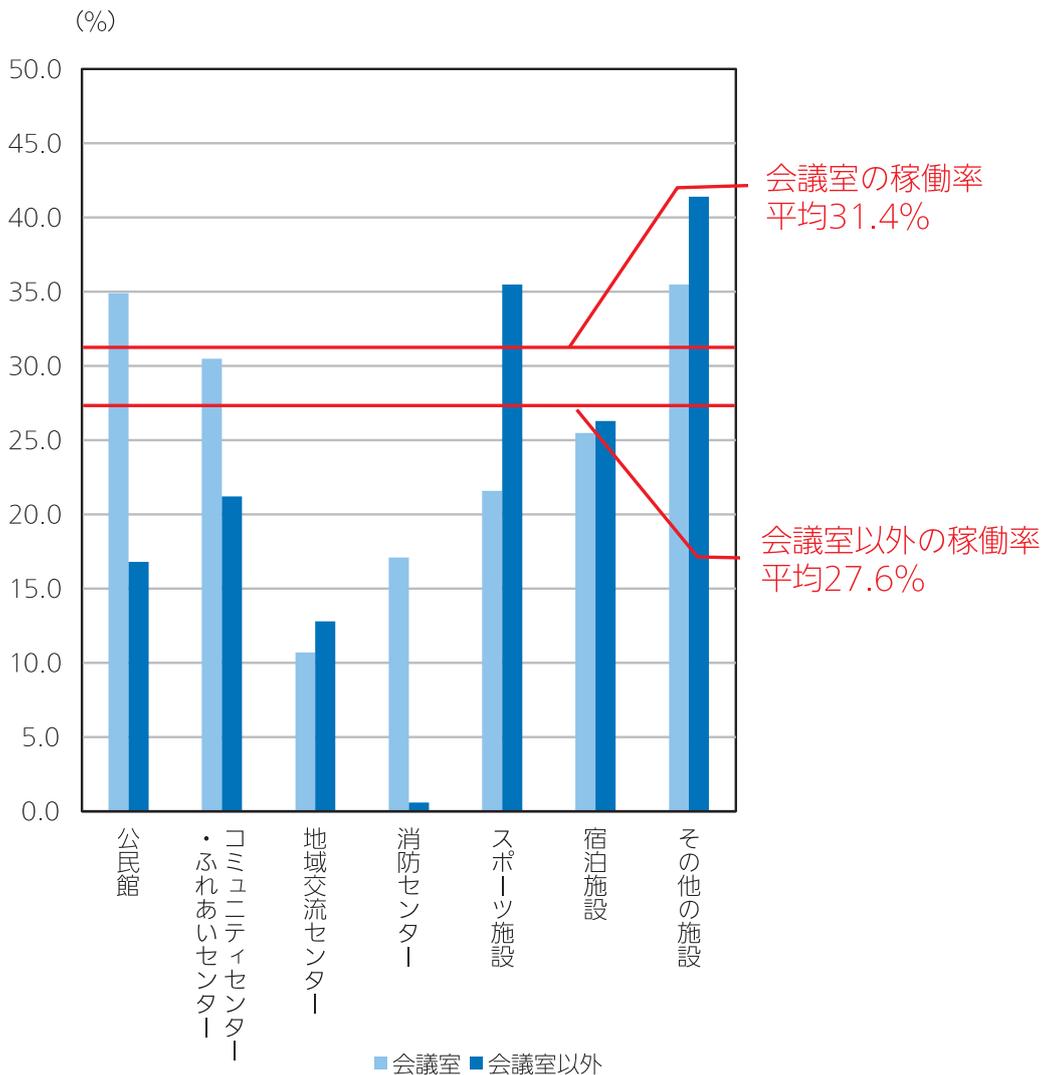
(注) 上記でいう下水道の耐震化は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益財団法人日本下水道協会）に基づく耐震対策をいう。

(4) 利用状況

公共施設*の利用状況は、施設の種別により利用者が固定化されており、稼働率が著しく低い施設も見受けられます。

また、各施設種別に共通する貸室等の稼働率については、地域交流センターやスポーツ施設の会議室の稼働率が低く、利用者ニーズの再検討が必要な施設もあります。

▼ 貸室等の稼働率（2014年度（平成26年度））



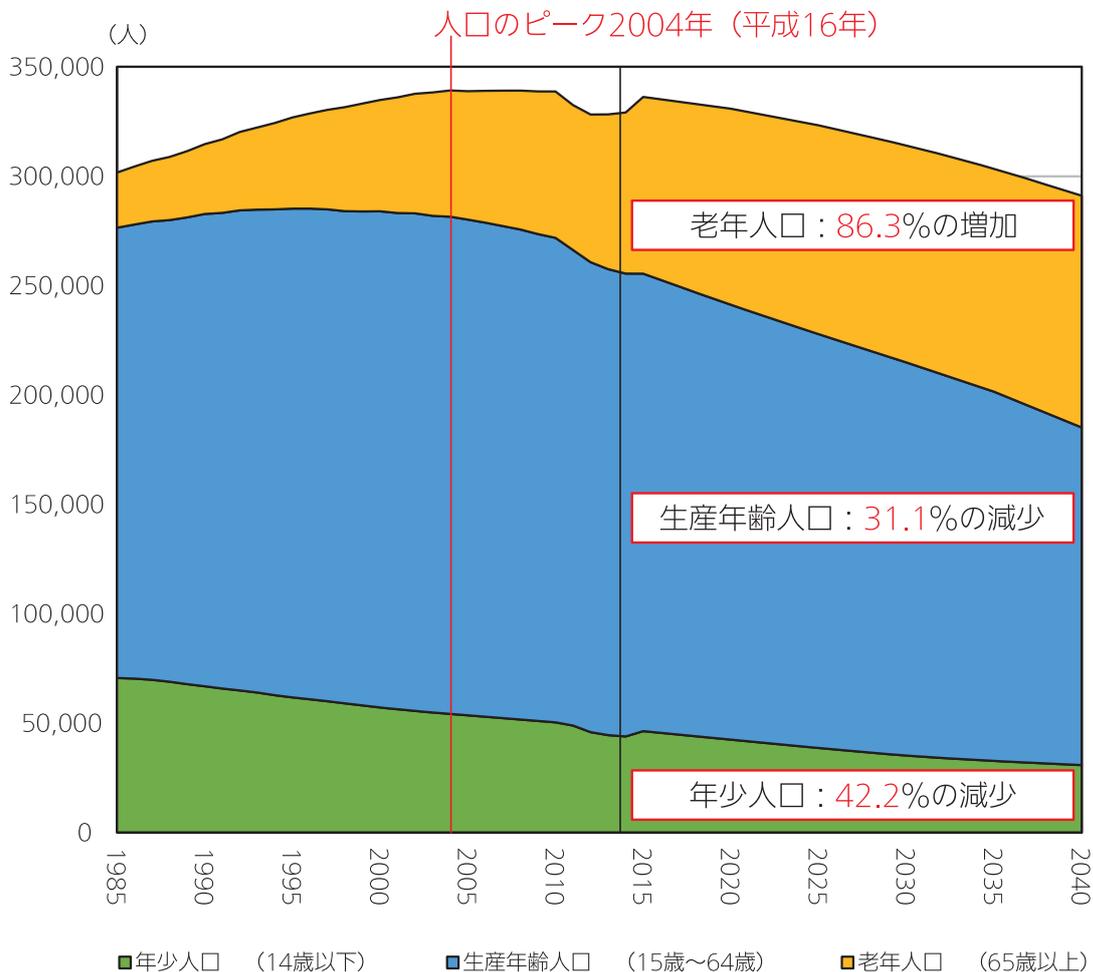
(注1) 稼働率＝(貸館として貸出した利用区分＋事業として使用した利用区分)／(施設利用に提供できる利用区分の総数)
 (注2) 会議室は会議として使用できる部屋(会議室、研修室、和室等)とする。
 (注3) 会議室以外は、会議室以外の貸室(調理室、広場、宿泊室、展示室、体育館等)を対象とする。

2. 人口の見通し

今後の人口見通しについては、現住人口及び住民基本台帳人口のデータを基にコーホート要因法*で行った人口推計によると、2040年（平成52年）時点の総人口の減少率はピーク時であった2004年（平成16年）の約14.2%であり、人口構成については、65歳以上の老年人口が約86.3%増加する一方、生産年齢人口が約31.1%、年少人口が約42.2%減少する見込みです。

このことから、高齢者の増加による扶助費の増加や、生産年齢人口の減少による歳入の減少、少子高齢化による施設需要の変化等が予想されます。

▼ 人口推移・推計



(注1) 国のワークシート（国立社会保障・人口問題研究所による推計方法に準拠）に基づき、コーホート要因法*により推計
 (注2) 比較割合は現住人口ピーク時の2004年（平成16年）の実績値（総人口は現住人口、年齢別人口は住民基本台帳人口）と2040年（平成52年）の推計値との比較による。

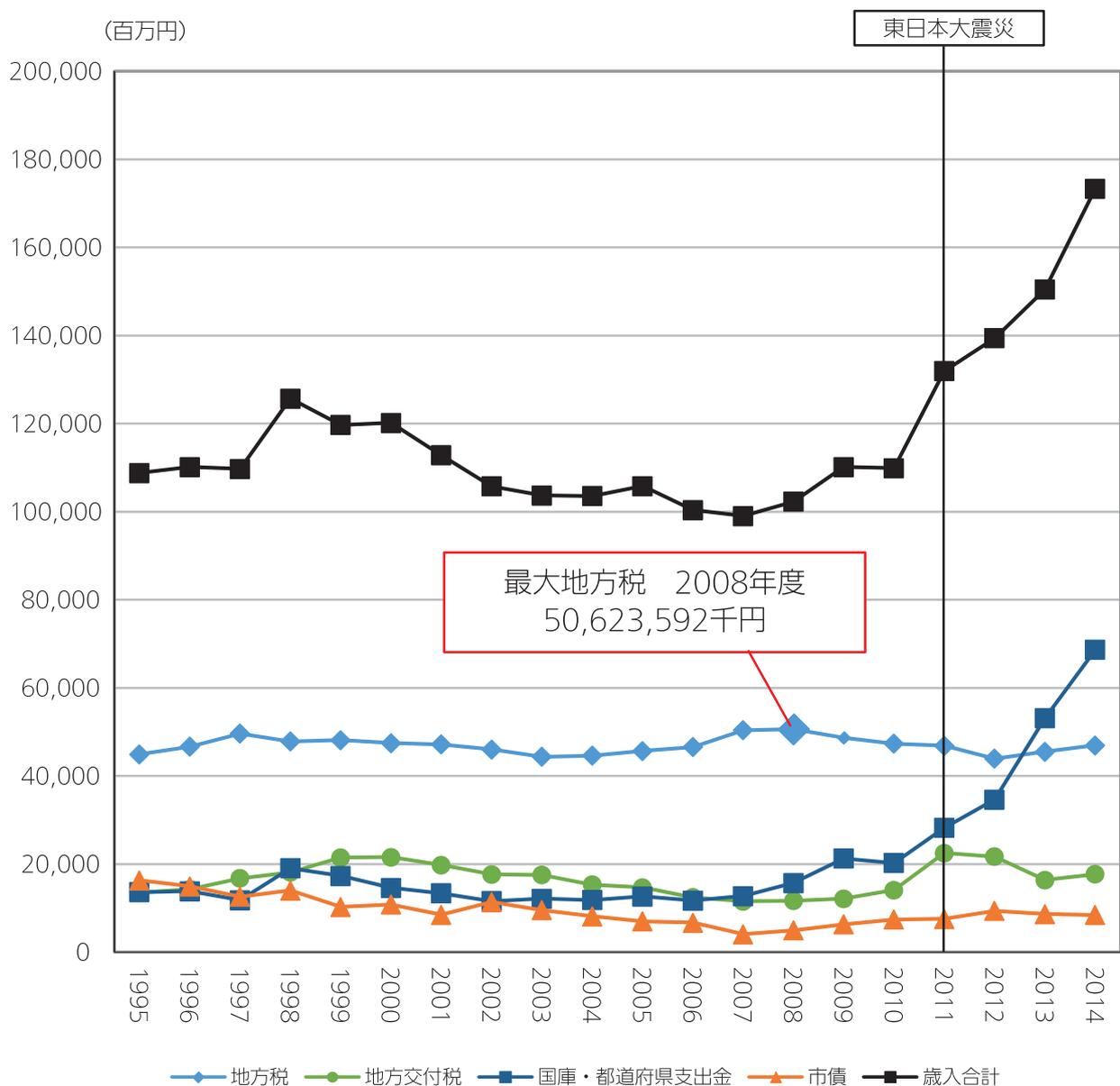
3. 財政状況

(1) 歳入の状況

歳入の合計は2011年度（平成23年度）から増加傾向ですが、これは東日本大震災による国や県からの支出金の増加等が主な要因です。

また、歳入の根幹をなす地方税については、2008年度（平成20年度）の506億円をピークに減少しており、中長期的には生産年齢人口の減少が見込まれることから、今後の増加は期待できない状況にあります。

▼ 歳入決算額の推移（普通会計）



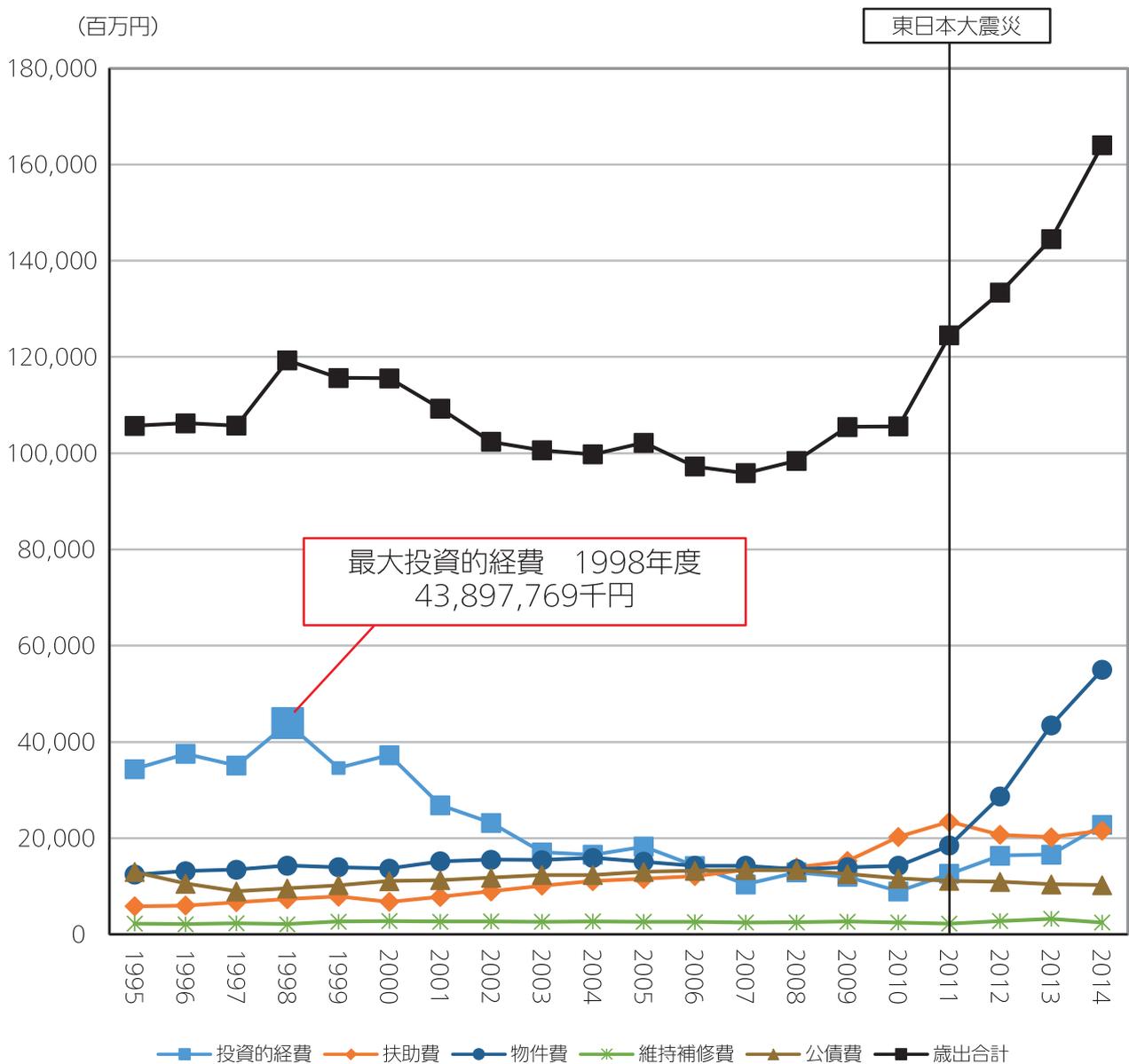
(2) 歳出の状況

歳出の合計は2011年度（平成23年度）から増加傾向ですが、東日本大震災による災害復旧や除染による費用の増加等が主な要因です。

また、公共施設等*の新設、改修*等を行う際の費用である投資的経費は、震災後は災害復旧等により若干増加しているものの、ピーク時の1998年度（平成10年度）と比較すると48.1%減少しています。

一方、扶助費については徐々に増加しており、老年人口の増加に比例してさらに増えていくと考えられます。

▼ 歳出決算額の推移（普通会計）

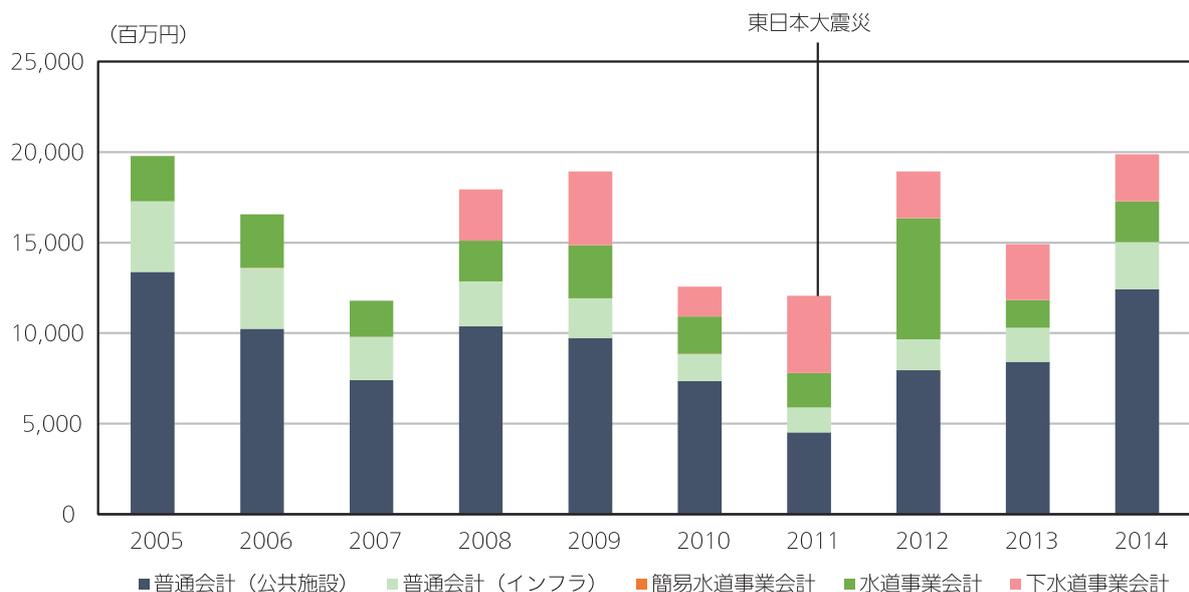


(3) 公共施設等に係る経費の状況

普通会計*の投資的経費のうち公共施設*の整備に係る財政支出である普通建設事業費*は、過去10年間の平均が約91.8億円です。

また、インフラ施設*に係る財政支出については、下水道が公営企業会計を導入した2008年（平成20年）以降で見ると、普通会計*のほか、水道や下水道の公営企業会計等*分を合わせた平均は約77.8億円です。

▼ 普通建設事業費の推移



(注1) この表における普通建設事業費*は次のとおり計上
 普通会計*……投資的経費のうち普通建設事業費*
 簡易水道事業会計……工事費用実績（維持補修*に係るものを除く）
 水道事業会計……土地、建物、構築物、機械及び装置の当年度増加額（建設仮勘定は含まない）

(注2) この表の公共施設*には、公園を含む。

4. 公共施設等に係る経費の見込み

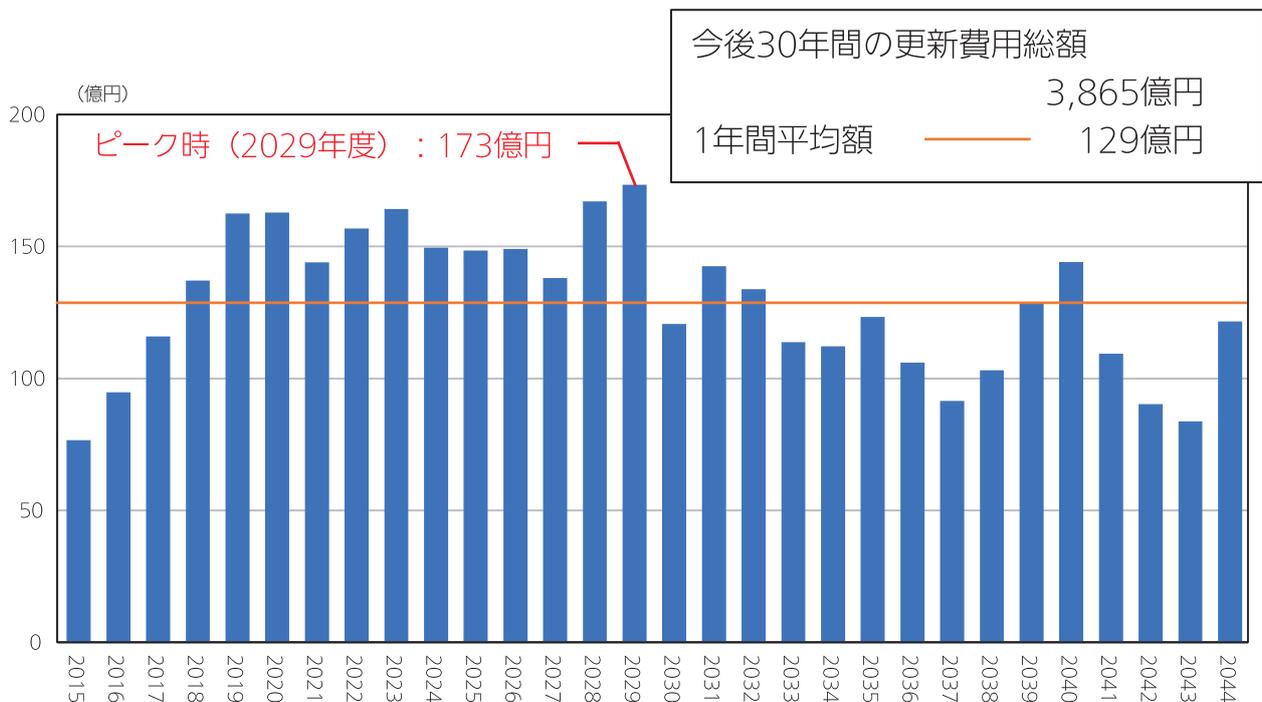
(1) 公共施設の更新等費用の推計

今後必要とする公共施設*の改修*・更新*費用について、総務省で公表している更新費用試算ソフト*を使用し試算すると、現行規模で施設を維持し続けると仮定した場合に必要な財政支出は、今後30年間で約3,865億円、年平均約129億円になると見込んでいます。

この数字は新規整備分を含んでいないにもかかわらず、過去10年間の公共施設*に係る普通建設事業費*の年平均約92億円の約1.4倍になります。

また、積み残し分（適正な保全時期に行うべき大規模改修*の未実施分）の改修*や更新*がそれぞれ一定時期に集中し、特に更新*については、2029年度（平成41年度）前後にピークに達すると見込んでいます。

▼ 公共施設の改修・更新費用



(注) 公共施設*及びインフラ施設*のうち公園及び道路・橋梁の建物を含む。

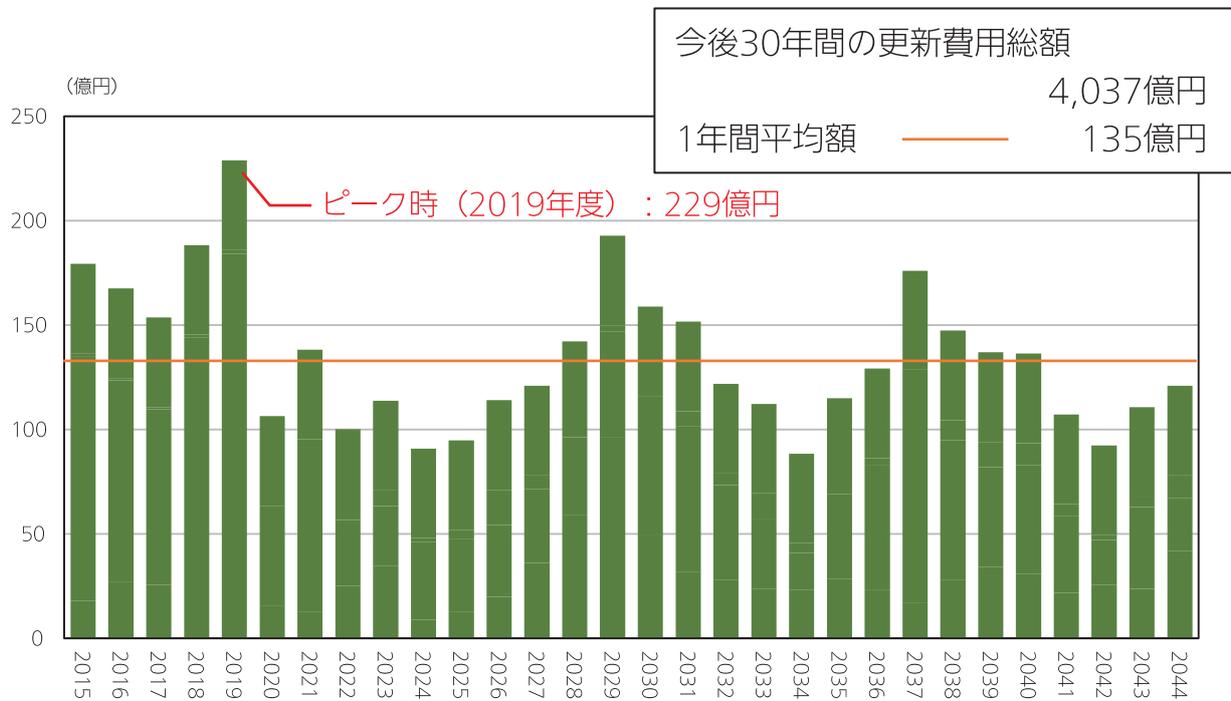
(2) インフラ施設の更新等費用の推計

インフラ施設*（公園を除く）の更新*費用も、総務省で公表している更新費用試算ソフト*を使用し試算すると、現行規模で維持し続けると仮定した場合に必要な財政支出は今後30年間で約4,037億円、年平均約135億円になると見込んでいます。

この数字は新規整備分を含んでいないにもかかわらず、下水道公営企業会計導入後の7年間で計上したインフラ施設*に係る普通建設事業費*の年平均約78億円の約1.7倍になります。

また、施設の更新*時期は2019年度（平成31年度）前後にピークに達すると見込んでいます。

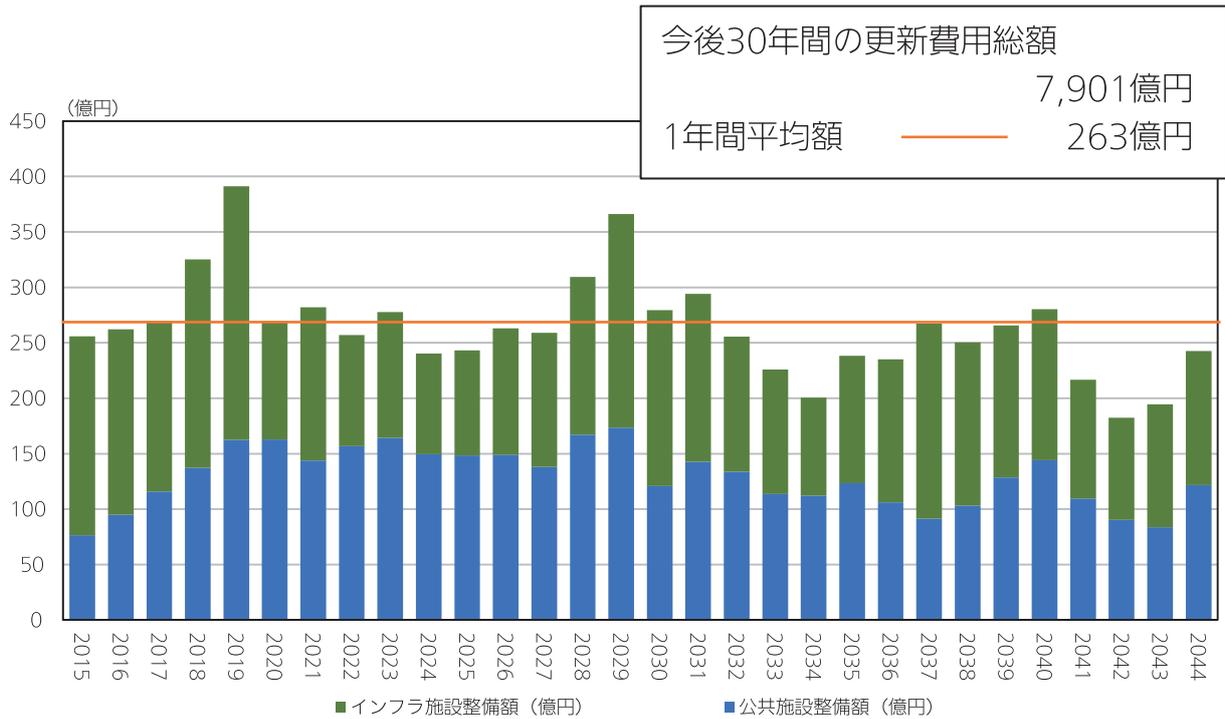
▼ インフラ施設の改修・更新費用



(3) 公共施設等全体の更新等費用の推計

今後30年間の公共施設*とインフラ施設*を合わせた公共施設等*全体の更新*費用推計は約7,901億円となり、1年あたりの金額は約263億円で、下水道公営企業会計導入後の7年間で計上した普通建設事業費*の年平均額165億円の約1.6倍になります。

▼ 公共施設等全体の改修・更新費用



第3章 公共施設等マネジメントの基本方針

厳しい財政状況下で市民サービスの維持や多様化する市民ニーズに対応しつつ、公共施設等*の維持管理費の縮減や長寿命化*を図るため、今後における財政状況を推計するとともに、取組みに要する期間や目標値、さらには、取組体制を明確にし、点検や維持管理*、耐震化等にあたっての実施方針や最適化*の推進方針など、基本となる方針を示し、計画達成に向けて取組んでまいります。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、人口推計等を踏まえるとともに、公共施設等*の整備・改修*・更新*等が中長期に及ぶことを考慮して、2016年度（平成28年度）開始年度とし、2045年度（平成57年度）までの30年間とします。

2. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

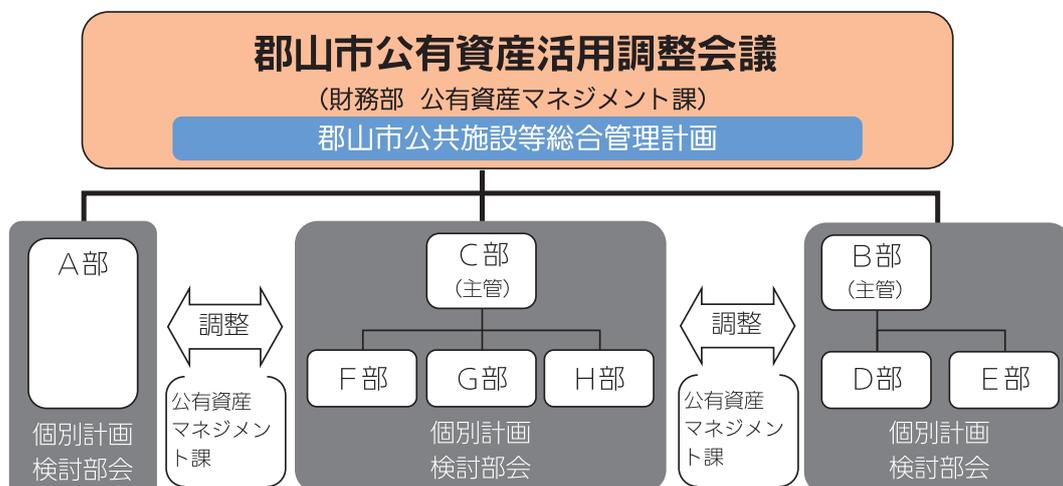
公共施設等*マネジメント*を推進していくためには、全庁的な取組体制を構築し、組織の横断的な統括が必要となります。

個別計画*は、各施設類型ごとに関係部局で構成する部会において協議を行い、郡山市公有資産活用調整会議*（公有資産マネジメント課）で本計画との整合性の確認や類型間の調整を図りながら、本計画に基づく類型別の具体的な計画として策定します。

また、郡山市公有資産活用調整会議*では、公共施設等*マネジメント*に係る全庁的な検討及び業務効率の向上のため、公共施設等*の情報を一元管理するとともに、全庁的に整備した固定資産台帳*を活用し、公共施設等*の適切な保有量の調整や幅広い視点からのコスト縮減の検討を進めます。

なお、これらの検討にあたっては、産学金官の連携を図るとともに、市民協働の視点からも検討します。

▼ 個別施設計画策定体制



3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の更新費用と財源の見込み

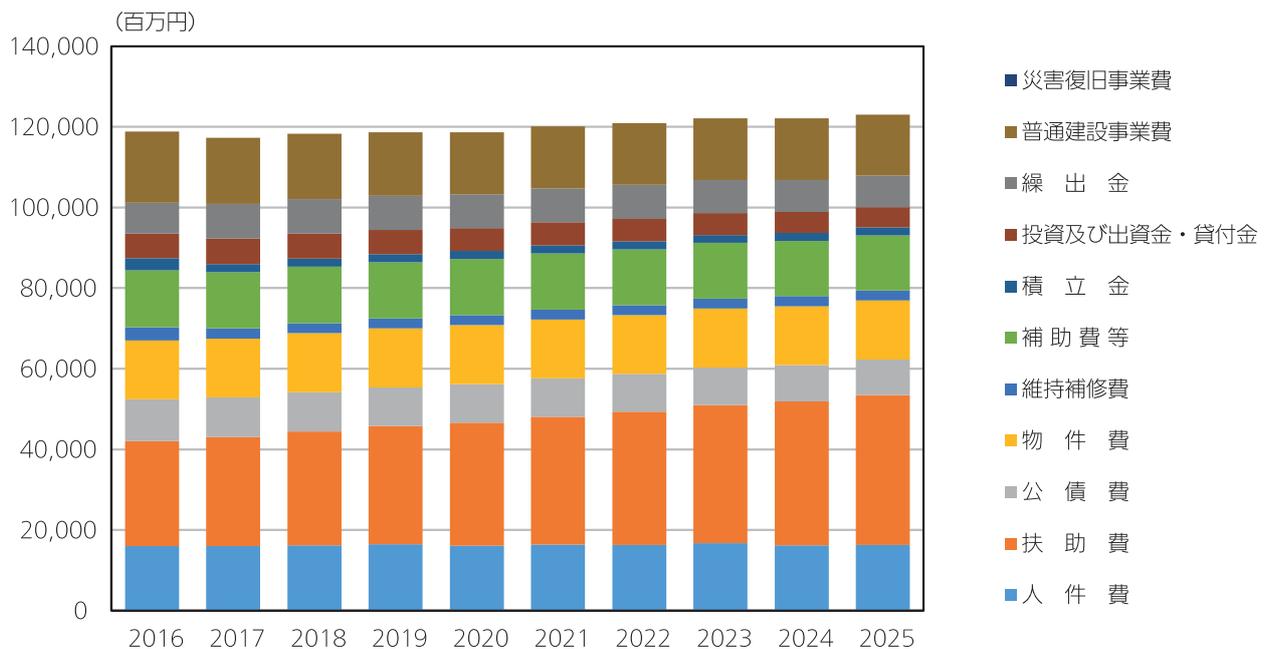
① 普通会計*

第2章で示した30年間の公共施設等*全体の改修*・更新*費用推計のうち、普通会計*における今後30年間の更新*費用予定額は約5,193億円で、1年あたり173億円が必要となります。

財政計画推計から算出した普通建設事業費*として使用可能な予算見込額は4,122億円(137億円/年)で、更新*費用予定額はその1.3倍になります。

今後は高齢者の増加に伴い扶助費等の歳出が増加するとともに、生産年齢人口減少に伴う市税等の歳入の減少が予想されることから、公共施設等*を現状規模のまま同様の手法で維持していくことは困難な状況です。

▼ 今後10年間の財政推計（歳出）



《参考：30年間の普通建設事業費見込額》

30年間の普通建設事業費*見込額

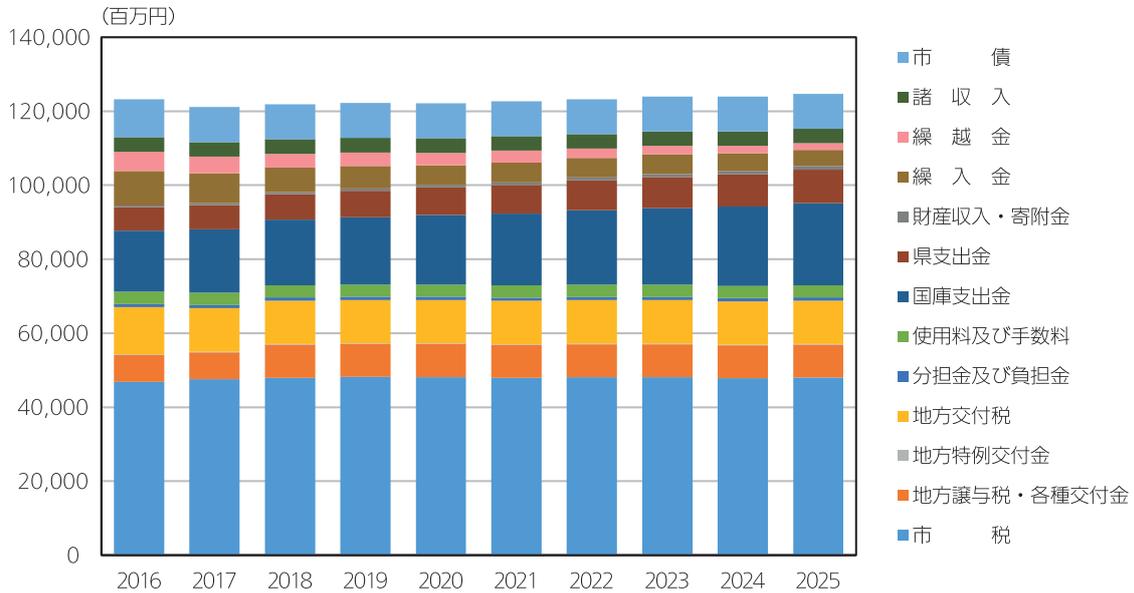
= 2016～2025年度の財政推計上の普通建設事業費* (1,578億円)

+ 2026～2045年度の普通建設事業費*見込額 (2,544億円)

※財政推計上の普通建設事業費*増減率（年平均）△1.67%を毎前年の普通建設事業費に乗じて算出

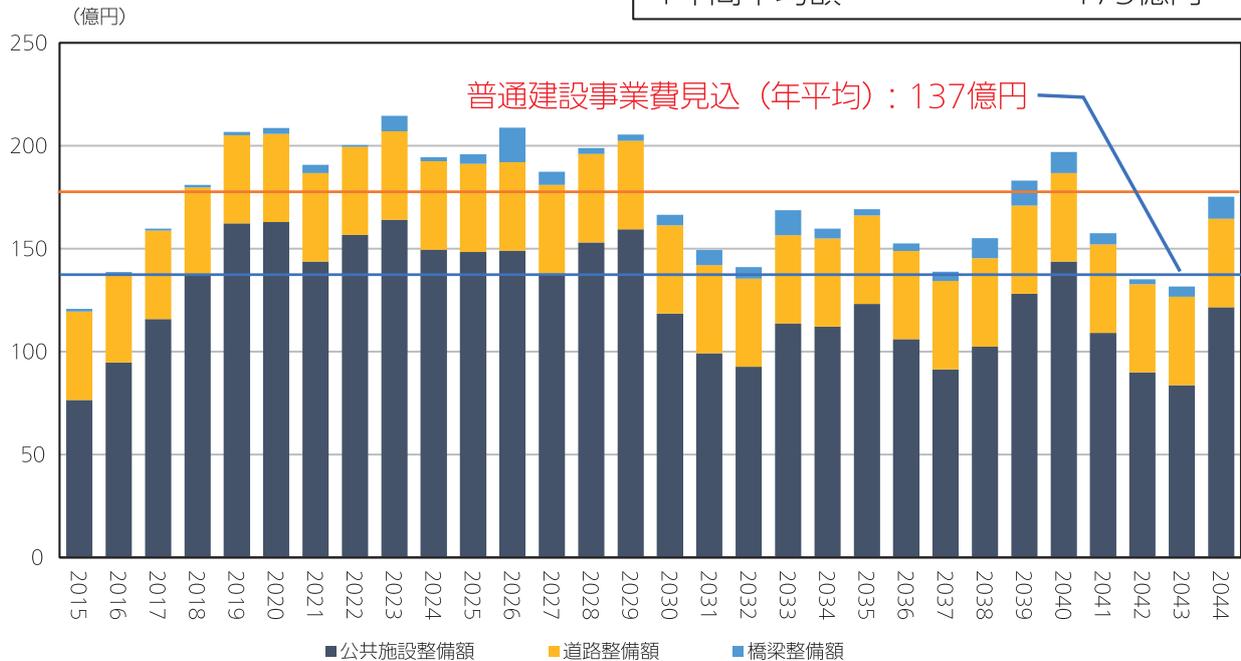
(注) 対象施設は、普通会計*（一般会計及び公営企業会計等*以外の特別会計）の公共施設*及びインフラ施設*（公園、道路、橋梁）

▼ 今後10年間の財政推計（歳入）



▼ 更新費用と普通建設事業費見込額の比較（普通会計）

今後30年間の更新費用総額 5,193億円
 1年間平均額 173億円



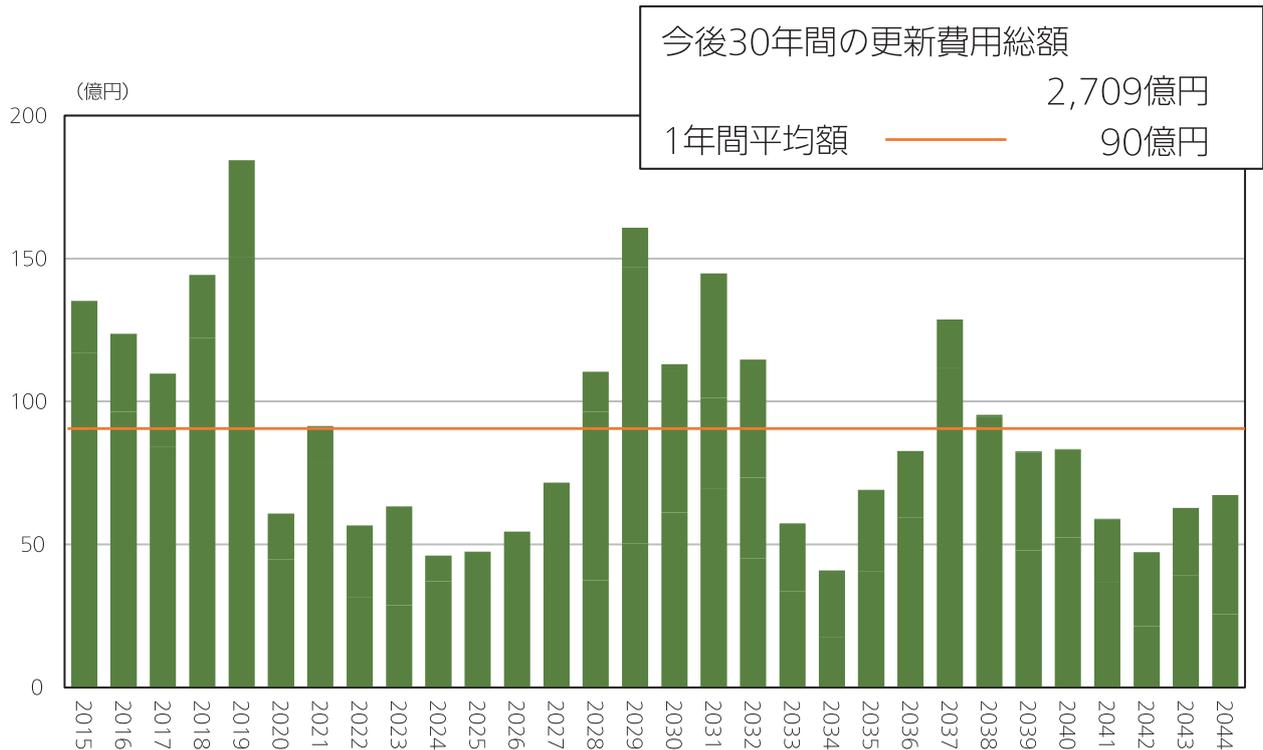
(注) 上記グラフでは公園及び道路の建物は公共施設整備額に含む。

② 公営企業会計等

公営企業会計等*における今後30年間の更新*費用の予定額は約2,709億円で、1年間の平均額は90億円となり、過去5年間の投資額平均年額（57億円）の約1.6倍の予算が必要となります。

このことから、公共施設等*を現状規模のまま同様の手法及び受益者負担*で維持していくことは困難な状況です。

▼ 更新費用と投資額平均の比較（公営企業会計等）



(注1) 対象施設は、公営企業会計等*の公共施設*（駐車場、中央卸売市場等）及びインフラ施設*（水道、下水道等）

(注2) 投資額は、公営企業会計及び簡易水道事業会計の土地、建物、構造物、機械及び装置の各年度増加額を投資額と見なし計上しており、建設仮勘定等は含まない。

(2) 公共施設等マネジメントの目標値

公共施設等*の改修*・更新*費用の推計額を踏まえ、本市の公共施設等*マネジメント*の目標値を次のとおり設定します。

(2) - 1 基本的考え方

① 普通会計

- ア 一般会計で管理する全ての公共施設*、公園、道路、橋梁を対象とした更新*費用
 - a. 今後30年間の改修*・更新*費用推計額 5,193億円
 - b. 財政計画の推計による今後30年間の投資可能額 4,122億円
 - c. 不足額 (a - b) 1,071億円

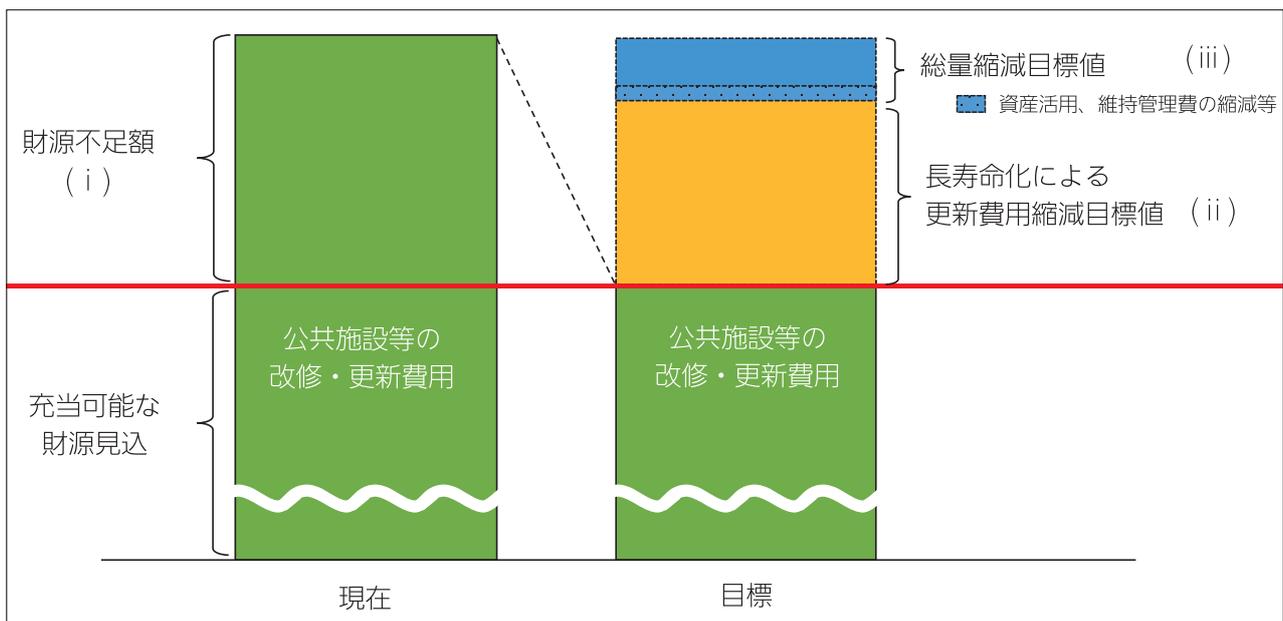
イ 不足する財源への対応

- a. 公共施設*の集約・多機能化*による施設全体の最適化*を実施し、総量縮減・長寿命化*を図る。
- b. 民間の代替性が低く、市民生活への影響が特に大きいインフラ施設*は、長寿命化*によるコスト縮減を図る。
- c. 資産活用による財源確保や、維持管理費の縮減等に取り組む。

② 公営企業会計等

- ア 最新の技術や長寿命化*による改修*・更新*費用の圧縮
- イ 整備対象区域の見直し
- ウ 受益者負担*の原則に基づく、施設の改修*・更新*

▼ 基本的考え方のイメージ



(2) - 2 目標値

公共施設等*の改修*や更新*費用について、今後30年間で不足すると見込まれる財源の縮減を図るため、長寿命化*の方針による取組みにおいてもなお不足すると見込まれる費用については、施設等の総量縮減・資産活用・維持管理費の縮減により確保します。

なお、施設等の総量縮減等については、今後の景気動向の変化や国による財政削減等に対応できるよう、今後10年間の達成を目指します。

① 普通会計

(i)財源不足額	1,071億円 (36億円/年)
----------	-------------------------



(ii)長寿命化による更新費用縮減目標値	<p>改修・更新費用 901億円 (17.3%) の縮減が必要 (1年あたり 30億円 相当)</p> <p>《長寿命化とは》 現在の改修・更新費用は、原則として公共施設等更新費用試算ソフト上で標準的な耐用年数として設定されている年数をもとに積算しています。 しかし、適切な保全により施設を長く使えるようにすること（以下「長寿命化」という。）により、改修・更新費用の縮減を図ることができます（詳細は本章の長寿命化の実施方針を参照）。 目標値設定にあたって長寿命化による使用可能年数を次のとおり設定し、実現を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">内 訳</th> <th style="width: 40%;">取組方針</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物 (△625億円)</td> <td>更新周期を60年（大規模改修1回）から80年（大規模改修2回）へ延伸</td> <td>文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（2015年）、参考文献、他市事例等を参考に設定</td> </tr> <tr> <td>道路 (△140億円)</td> <td>1級・2級市道の路面全面貼替の周期を15年から20年に延伸</td> <td>アスファルト舗装の一般的な供用寿命の最大値が20年（財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（2011年）より）</td> </tr> <tr> <td>橋梁 (△136億円)</td> <td>架替の周期を60年から100年に延伸</td> <td>予防保全による長寿命化による（郡山市橋梁長寿命化修繕計画）</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	取組方針	備 考	建物 (△625億円)	更新周期を60年（大規模改修1回）から80年（大規模改修2回）へ延伸	文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（2015年）、参考文献、他市事例等を参考に設定	道路 (△140億円)	1級・2級市道の路面全面貼替の周期を15年から20年に延伸	アスファルト舗装の一般的な供用寿命の最大値が20年（財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（2011年）より）	橋梁 (△136億円)	架替の周期を60年から100年に延伸	予防保全による長寿命化による（郡山市橋梁長寿命化修繕計画）
内 訳	取組方針	備 考											
建物 (△625億円)	更新周期を60年（大規模改修1回）から80年（大規模改修2回）へ延伸	文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（2015年）、参考文献、他市事例等を参考に設定											
道路 (△140億円)	1級・2級市道の路面全面貼替の周期を15年から20年に延伸	アスファルト舗装の一般的な供用寿命の最大値が20年（財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（2011年）より）											
橋梁 (△136億円)	架替の周期を60年から100年に延伸	予防保全による長寿命化による（郡山市橋梁長寿命化修繕計画）											
(iii)総量縮減目標値	<p>改修・更新費用 170億円 (3.3%) の縮減が必要 (公共施設延床面積 4.5% 相当)</p>												

(注1) 建物の取組方針の長寿命化目標年数で参考としている、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（2015年）では、「学校施設の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である。」としている。

(注2) 更新費用延床面積は、1㎡あたりの改修・更新費用単価330千円/㎡（30年間の改修・更新費用（3,746億円）/延床面積合計（113.6万㎡））を使用し計算

(注3) 資産活用、維持管理費の縮減等については、個別計画の中で具体的な検討を行う。

② 公営企業会計等

公営企業会計等*の公共施設等*は、個別計画*の中で具体的な縮減目標値を設定します。

4. 公共施設等マネジメントの実施方針

4-1 長寿命化による更新費用縮減のための実施方針

(1) 点検診断等の実施方針

公共施設等*の構造や設備の損傷及び腐食等の劣化に起因する事故等は、未然に防ぐことが重要です。

施設管理者は、次の方針に基づく点検診断等を確実に実施し、施設の状況把握に努めます。

① 法定点検実施の徹底

各法律等に基づく公共施設等*の法定点検を、確実に実施します。

② 日常点検による予防保全の実施

a. 法定点検の他、予防保全につながる日常の点検項目を設定します。

b. aの点検項目を確実に実施します。

c. 点検診断等で得られたデータを蓄積、分析し、予防保全や最も経済的で効果的な修繕*等に反映させます。

③ 新技術の活用

積極的に新技術を活用し、効率的・効果的な点検診断等の実施に努めます。

(例)レーザー搭載車による空洞化点検、ドローンによる高所点検等

▼ 法定点検一覧

区分	点検内容	関係法令
通常の建物	敷地・構造・建築設備の損傷・腐食・その他の劣化状況	建築基準法
	消防用設備の点検（外観・機能・作動・総合点検）	消防法
	昇降設備の損傷・腐食・その他の劣化状況	建築基準法
	エレベーター性能検査	労働安全衛生法
	エレベーター定期自主検査	クレーン等安全規則
	自家用電気工作物の自主定期点検	電気事業法
	貯水槽設備の点検・清掃・水質検査	水道法
特定建築物	し尿浄化槽設備の点検・清掃・水質検査	浄化槽法 等
	給水設備の清掃・水質検査・遊離残留塩素測定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 等
	排水設備の清掃	
	室内空気環境の測定	
ねずみ、昆虫等の駆除・定期清掃		
橋梁	部材の損傷・腐食・その他の劣化状況	道路法
その他	冷凍機の保安検査・自主検査	高圧ガス保安法
	ボイラー、焼却炉のばい煙量、ばい煙濃度測定	大気汚染防止法

(注1) 特定建築物とは、事務所、旅館等の用途で使用される部分の面積が3,000㎡以上のもの及び延床面積が8,000㎡以上の学校の建物が該当

(注2) 建物や設備の規模により対象とならない点検もある。

(2) 長寿命化の実施方針

限られた財源の中で施設を維持していくためには、今ある施設を可能な限り長く使用することが必要となります。例えば、財務省令上、鉄筋コンクリート（RC）造の建築物は法定耐用年数*が50年と定められていますが、これは税法上の扱いであり、通常RC造の構造が50年程度で寿命を迎えることはなく、適切な時期に改修*を行うことで構造的な限界まで寿命を延ばすことが可能です。

本市では、次の方針に基づき長寿命化*を実施し、トータルコスト*の縮減を図ります。

① 予防保全の実施

点検診断等の実施方針に基づき得たデータを活用し、これまでの劣化・損傷が顕著となった段階で実施する事後保全から、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型維持管理*の実施により、長寿命化*を図ります。

② 効率的・効果的な工事の実施

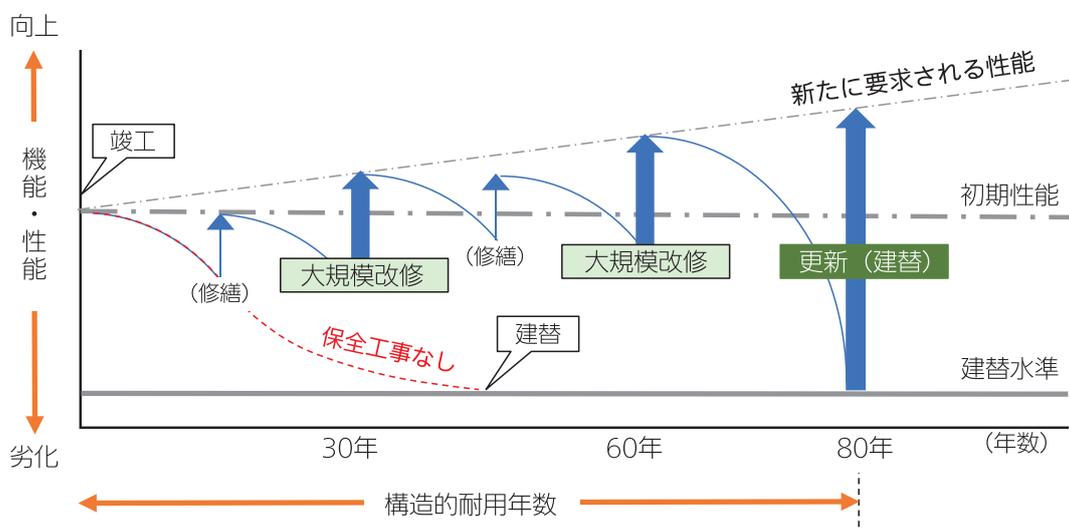
▼ 公共施設

- 長寿命化*工事は、できる限り旧耐震基準*の建物の耐震補強工事に合わせ実施します。
- 建物に付属する電気設備、機械設備、屋根、外壁等、部位ごとの点検等調査結果を基に、それぞれ最適な改修*時期を選定し工事を実施します。
- 施設の新設や改修*、更新*時には、耐久性が優れた素材や新技術の効果的な導入を検討します。

▼ インフラ施設

- 長寿命化*工事は、できる限り耐震補強工事に合わせ実施します。
- 施設の新設や改修*、更新*時には、耐久性が優れた素材や新技術の効果的な導入を検討します。

▼ 公共施設の長寿命化のイメージ図



4-2 総量縮減等による更新費用縮減のための実施方針

(1) 維持管理・修繕・改修・更新等の実施方針

公共施設等*を限りある財源の中で安全・安心に維持していくため、次の方針により、トータルコスト*の縮減・平準化*を図ります。

① 予防保全型維持管理等の実施

- a. 施設の長寿命化*や点検診断等の結果を踏まえた予防保全型の維持管理*及び中長期にわたる計画的な保全の実施により、突発的な改修*工事等を抑制するとともに、適切なメンテナンスサイクル*を構築し、維持管理費の縮減と平準化*を図ります。
- b. 優先順位及び効率性を踏まえ、最適な工事時期を選定します。
- c. 省エネの利用や隣接する施設間における省エネ機器の相互利用等により管理運営に係るコストを縮減します。
(省エネ機器相互利用の例) 可燃ごみ利用の発電と隣接施設における熱利用
- d. 市民協働による維持管理*の実施を推進します。

② 更新や規模の制限

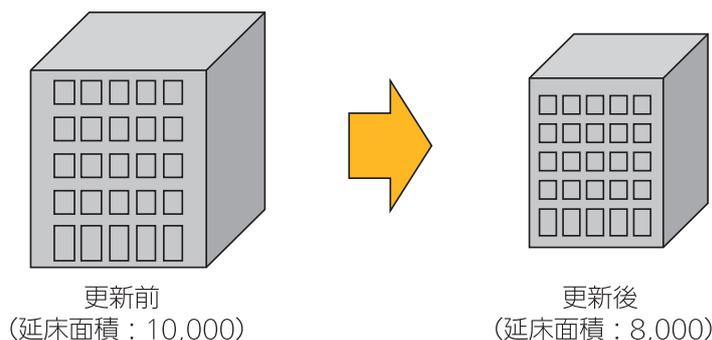
▼ 公共施設

- a. 施設の更新*は、必要な部分のみを対象とし、現状と同等以下の規模とすることで建設コストや運営経費の縮減を図り、全体的な総量縮減に努めます。
- b. 他自治体との広域連携による施設の共有化や、民間サービスの活用について、積極的に検討します。

▼ インフラ施設

- a. 施設の更新*は、適切な保全による既存施設の長寿命化*を優先し、費用対効果や経済効果が見込めるものを精査した上で実施します。
- b. 施設の新規整備計画についても、将来的に維持管理*可能な総量となるように、適宜見直しを行います。

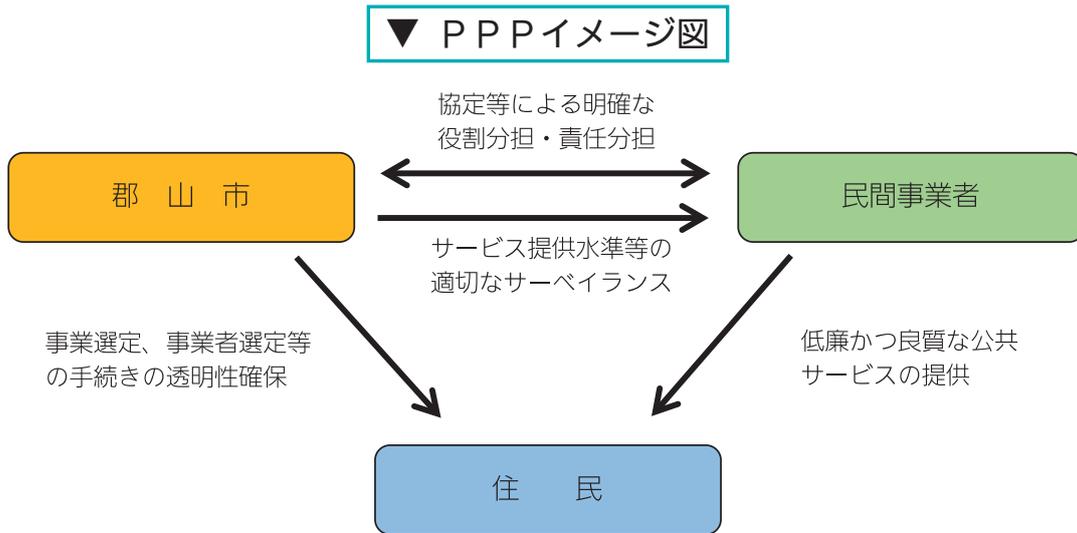
▼ 公共施設の更新のイメージ図



③ PPP/PFIの活用

PPP*とは行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもので、PFI*や指定管理者制度*、包括委託*等の手法があります。

公共施設等*の維持管理*や更新*にあたり、PPP*の導入を積極的に進め、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、建設コストや運営経費の大幅な縮減や、より質の高いサービスの提供を目指します。



▼ PPPの例

PFI	指定管理者制度	包括委託
<p>公共施設等の整備の際に、建設、維持管理、運営等に民間の資金やノウハウを活用する手法で、サービスの向上や建設コスト等の縮減を図る。</p>	<p>公共施設等の管理運営を包括的に民間事業者に代行させ、民間のノウハウを活用する手法で、サービスの向上や業務の効率化によるコスト縮減を図る。</p>	<p>施設の維持管理を、業種ごとの発注ではなく、一括して発注する手法で、民間ノウハウの活用や業務の効率化によるコスト縮減を図る。</p>
<p>例</p>	<p>例</p>	<p>例</p>

(2) 最適化の推進方針

公共施設*については、管轄部署の違いや使用目的の制限等が施設の最適化*をする上で障害となっていました。近年、国や県では、市町村が補助金を受けて設置した施設の処分について柔軟に対応するなど環境が変化しています。

今後は、将来のまちづくりに関する考え方を考慮するとともに、施設のあり方を見直し、市民サービスを維持しながら他自治体（国、県、近隣自治体）や民間との連携についても検討し、次の方針に基づき公共施設*の最適化*を推進します。

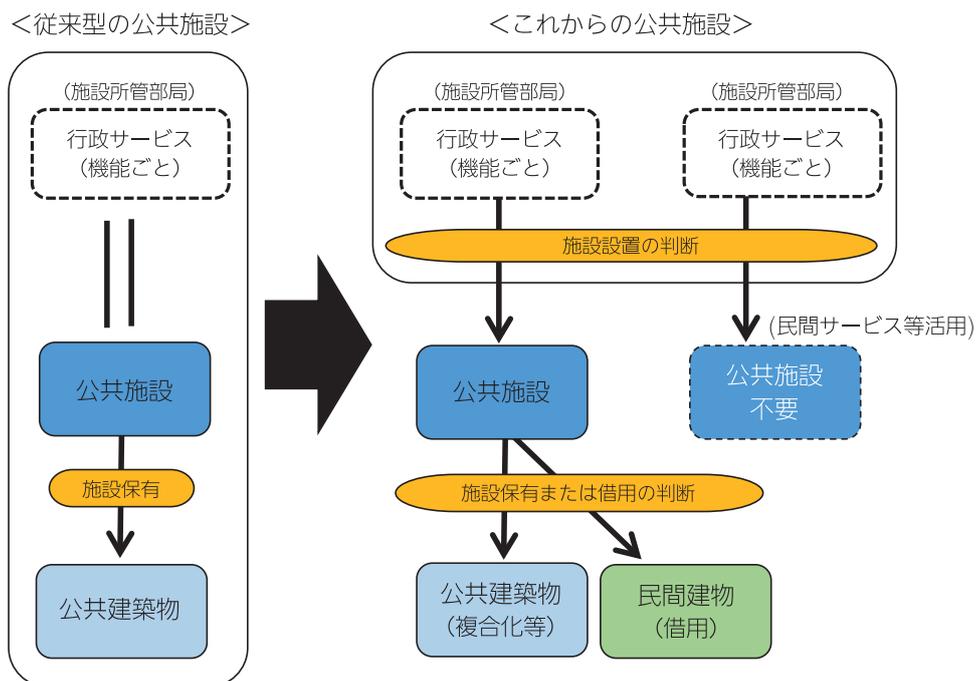
① 他自治体や民間との連携の推進

施設の利用状況や人口減少による施設需要の変化等を踏まえ、施設のあり方や必要性の検討を行い、従来の市が公共建築物を保有する考え方だけでなく、公共施設*の共同利用などの他自治体との広域連携や民間施設・サービスの活用、PPP*の導入についても検討していきます。

▼ 施設の最適化検討のフロー図



▼ 行政サービスと公共施設の関係

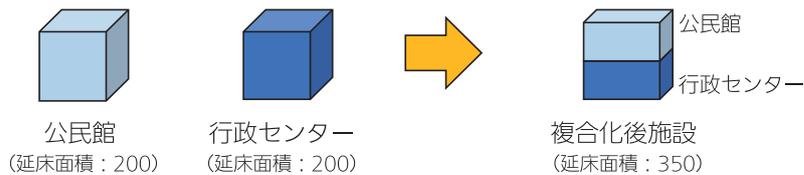


② 複合化・集約化の推進

公共施設*の改修*、更新*や長寿命化*を行う際には、利用状況や将来の見通し、周辺施設の設置状況等を踏まえ、施設規模や共用スペースの効率化、利便性の向上を図るため、複合化*や集約化*を前提に検討します。

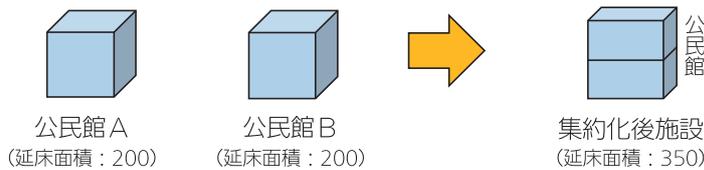
なお、幼児・児童等が主に利用する施設の複合化*等は、利用者が安全・安心に利用できるように、セキュリティ等にも配慮します。

▼ 複合化のイメージ図



既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備

▼ 集約化のイメージ図



既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備

③ 多機能化等の推進

- a. 空室のある施設や利用需要の少ない施設については、施設の多機能化*や用途変更*を検討し、サービスの向上や施設の有効利用を図ります。
- b. 多機能化*等検討時には、民間施設の活用による施設の廃止*や運営形態の見直しなどサービス全体の最適化*についても検討します。

▼ 多機能化のイメージ図



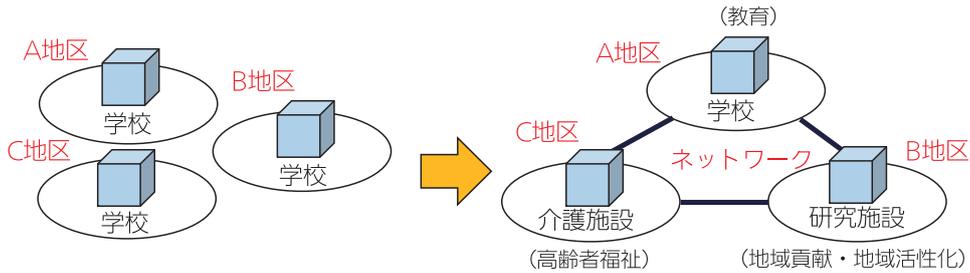
既存の施設に付随して、新たに異なる種類の機能を持たせる。

④ 未利用財産の有効活用の推進

施設の集約化*、廃止*等により未利用となった施設や土地で利用の見込みのない資産は、他の公共施設*への活用のほか、売却や賃貸を検討し、歳入の確保に取り組めます。

なお、施設の活用にあたっては、売却による処分や貸付け*等を検討するとともに、地域特性等に配慮した機能分担などについて、地域や産学金官連携のもと検討していきます。

▼ 資産の有効活用のイメージ図



未利用となった施設に新たな機能を持たせ、地域における機能分担により有効活用を図る。



(湖南小中学校：湖南地区の小学校と中学校を統合)



(旧三代小学校（湖南地区）：高齢者福祉施設運営事業者へ貸付け*)



(旧赤津小学校（湖南地区）：大学へ共同研究施設として貸付け*)

(3) 地区の特性に配慮した実施方針

人口推計の結果を基に、地区を2つのタイプに分け、その特性に合わせた方針を設定します。

地区ごとに、今後人口が維持又は増加傾向にある地域、高齢化が進み人口が減少傾向にある地域に分けます。個別計画*策定時には、次の方針に基づき、具体的計画を策定します。

① 人口維持・増加地域

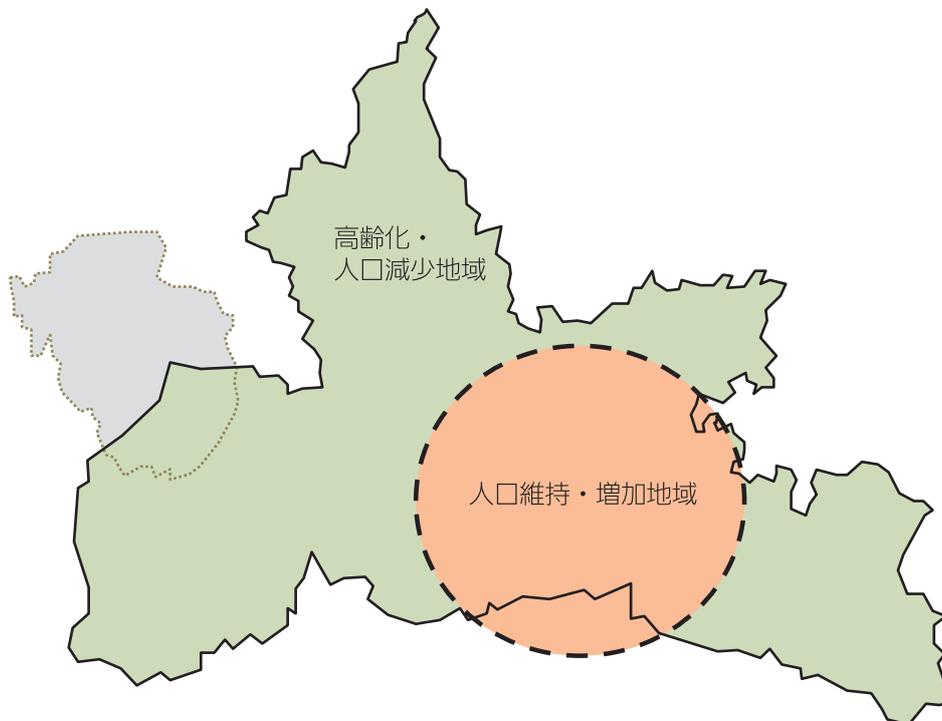
施設の改修*・更新*や長寿命化*時には、利用状況を考慮しながら、将来の人口構造の変化など長期的な視点に立ち、施設の複合化*や民間施設の活用について検討します。

② 高齢化・人口減少地域

(30年間で人口が40%以上減少及び、老年人口が全体の40%以上)

施設の改修*・更新*や長寿命化*時には、利用状況を考慮した施設の最適化*を検討するとともに、改修*・更新*や長寿命化*時には、施設の集約化*、多機能化*等を検討します。

▼ 地区分類イメージ図



4-3 利用者の安全確保のための実施方針

(1) 安全確保の実施方針

老朽化等により危険性が認められた施設や利用見込みのない施設については、そのまま放置すると市民の安全・安心に影響を及ぼす恐れがあるため、次の方針に基づき適切に対処します。

① 危険性の高い施設の利用停止と応急措置

外壁の老朽化による落下事故や道路の陥没、橋桁の腐食等、高度の危険性が確認されたものは、市民の安全・安心を確保するため、速やかに利用を停止するとともに、緊急性の高い施設は速やかに応急措置を講じます。

② 利用見込みのない施設の除却

利用見込みのない施設は、そのまま残しておくで維持費の発生や近隣の安全・安心への影響があるため、侵入防止柵等の措置を行い、早期に除却等を行います。

▼ 緊急性の高い施設の例



(2) 耐震化の実施方針

各施設の耐震化は、次の方針に基づき計画的に実施します。

① 計画的な耐震化の実施と優先度

▼ 公共施設

- a. 「郡山市耐震改修促進計画*」に基づき、計画的に耐震化を実施します。
- b. 災害時拠点施設・避難施設の耐震化を優先的にを行います。

▼ インフラ施設

- a. インフラ施設*の耐震化は市民生活に直結するライフライン*を最優先に行います。
- b. 橋梁等は地震による施設崩壊が人命に至る重大事故に発展する可能性が高いため、優先的に耐震化を進めます。

② 効率的・効果的な耐震化工事の実施

- a. 耐震化工事の実施にあたっては、高額な費用の発生や施設の利用停止も想定されることから、できる限り長寿命化*工事実施時に行うなど、工事の効率化に努めます。
- b. 施設の構造や使用期間、使用目的等により、適切な工法や素材を効果的に採用します。

▼ 耐震化の施工例



4-4 実施体制構築方針

(1) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本市の公共施設等*マネジメント*については、郡山市公共施設白書*の作成（平成27年3月）後、郡山市公有資産活用調整会議*等により、本計画の策定に向けて全庁的に調整を図りながら進めてまいりました。

今後は本計画に基づき、施設所管部局が中心となって個別計画*等を策定していきますが、引き続き郡山市公有資産活用調整会議*において、本計画を含む全体の進捗管理を行うとともに、次の方針に基づき、全庁的な研修の実施や情報の共有化を図ります。

① 研修の実施

全庁的な公共施設等*マネジメント*を推進していくためには、職員一人一人がその意義を理解し意識を持って取り組む必要があることから、全職員を対象とした講演会や、公共施設等*の適切な維持管理*や有効活用*等についての研修会、技術研修を行います。

② 施設の適正管理に必要な体制の整備

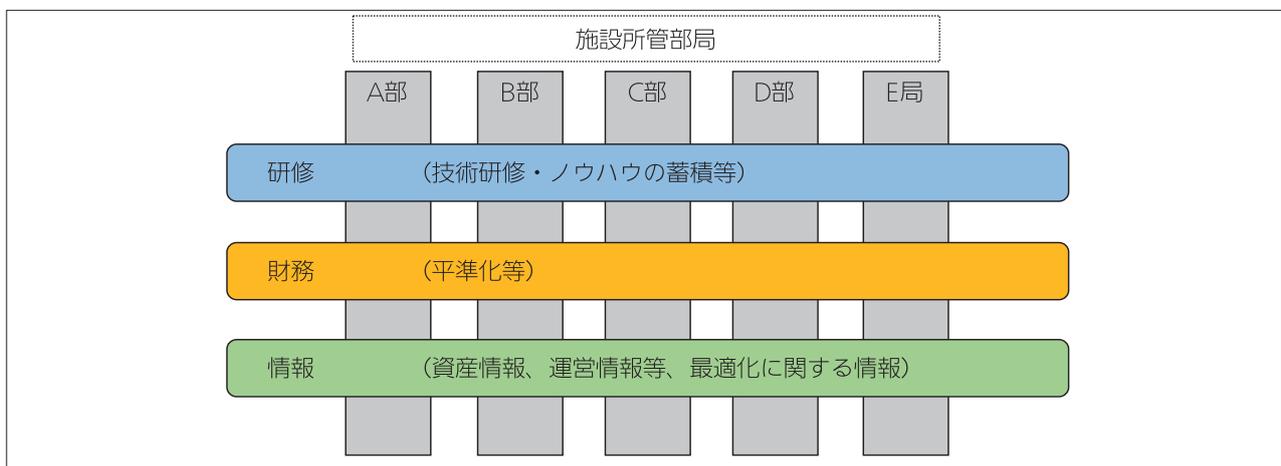
施設を適正に管理していくための経費については、全体の予算編成を踏まえて確保する必要があるため、施設所管部局と予算編成部局との連携により、財政状況を考慮した実現性の高い計画策定に努めます。

また、市民の利便性を考慮した施設運営のため、施設所管部局間で施設に関する情報の共有化を図り、サービスのさらなる向上に努めます。

③ 公共施設等最適化の検討

施設全体の最適化*検討時には、固定資産台帳*等の資産情報や各施設の利用状況、運営状況等の情報を全庁的に共有・分析し、郡山市公有資産活用調整会議*の中で、施設が有する機能に着目した協議や調整を行い、効果的な公共施設等*マネジメント*を実施していきます。

▼ 計画実現のための実施体制



第4章 施設類型別マネジメント基本方針

1. 施設類型区分

▼ 本書の類型区分と公共施設白書との対応

施設類型		白書分類との対応
公 共 施 設	(1) 集会施設	市民文化系施設（市民文化センターを除く）、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設のうち貸館提供施設
	(2) 歴史・シンボル施設	市民文化系施設、社会教育系施設のうち歴史文化的価値のあるシンボリック施設
	(3) 図書館	中分類の図書館
	(4) スポーツ施設	中分類のスポーツ施設
	(5) 集客施設	中分類のレクリエーション施設・観光施設、市民文化系施設のうち市民文化センター、公園のうちカルチャーパーク
	(6) 学校	中分類の学校
	(7) 保育所	中分類の幼稚園・保育園・こども園
	(8) 放課後児童クラブ等	子育て支援施設のうち放課後児童クラブ及び地域子ども教室
	(9) 子育て施設	幼児・児童施設のうち子育て支援施設及び遊び場
	(10) 福祉・医療施設	保健・福祉施設、医療施設のうち民間代替サービスのないもの及び医療施設
	(11) 庁舎等	中分類の庁舎等
	(12) 防災施設	行政系施設のうち防災施設
	(13) 市営住宅	中分類の市営住宅
	(14) 清掃関係施設	供給処理施設のうち清掃関係施設
	(15) 公衆便所	その他のうち公衆便所
	(16) その他施設	上記に含まれない施設
イン フラ 施 設	(1) 公園	中分類の公園（カルチャーパークを除く）
	(2) 水道施設	上水道施設
	(3) 下水道施設	下水道施設
	(4) 道路・橋梁	道路、橋梁、供給処理施設

(注1) 白書分類との対応欄は、2015年3月発行の郡山市公共施設白書*の分類と、公共施設等総合管理計画*の施設類型の対応を示している。

(注2) 白書分類との対応欄に中分類の特記がないものは大分類を示す。

2. 公共施設等のマネジメント基本方針

施設類型別のマネジメント*については、第3章の「4. 公共施設等マネジメントの基本方針」に基づき、施設ごとの現状を踏まえた基本方針を定めます。

今後は、この方針により、各施設等のマネジメント*計画となる個別計画*を策定します。

2-1 公共施設のマネジメント基本方針

公共施設*は、建物ありきではなく、必要とされる機能面を重視し、類型の枠にとらわれない最適化*による総量縮減とともに、民間ノウハウを活用した維持管理費の縮減などに取組む必要があります。

これらの状況を踏まえ、公共施設*では次の方針に重点的に取組みます。

- ① 施設の更新*や長寿命化*時における複合化*、多機能化*の推進
- ② 施設の利用状況分析による集約化*・用途変更*・廃止*及び総量縮減の検討
- ③ トータルコスト*の縮減と平準化*を図るための長寿命化*
- ④ 更新施設整備の抑制
(更新*後の施設の延床面積の上限を、更新*前の施設の延床面積以下とする。)
- ⑤ 点検診断結果等のデータ活用による安全確保の徹底
- ⑥ 民間企業、大学等との連携と民間ノウハウ活用の推進

2-2 インフラ施設のマネジメント基本方針

インフラ施設*は、公園、水道施設、下水道施設、道路・橋梁の4つに分けられます。これらは、市民生活を支える上で欠くことのできない施設であり、ライフライン*の確保を最優先にマネジメント*していく必要があるため、老朽化等による重大な事故を未然に防止しなければなりません。

一方、橋梁等は、特定の利用者しか通行しない場合や他の橋梁が隣接している等の状況も考えられるため、利用状況や配置状況によっては、集約化*や廃止*について検討し、施設の総量を見直していく必要性があります。

これらの状況を踏まえ、インフラ施設*では次の方針に重点的に取組みます。

- ① ライフライン*の確保を最優先とした、効率的・効果的な維持管理*
- ② トータルコスト*の縮減と平準化*を図るための長寿命化*
- ③ 利用状況や形態に応じた施設の集約化*や廃止*の検討
- ④ 点検診断結果等のデータ活用による安全確保の徹底
- ⑤ 民間企業、大学等との連携と民間ノウハウ活用の推進

3. 施設類型別の現状・課題及び基本方針

(1) 公共施設

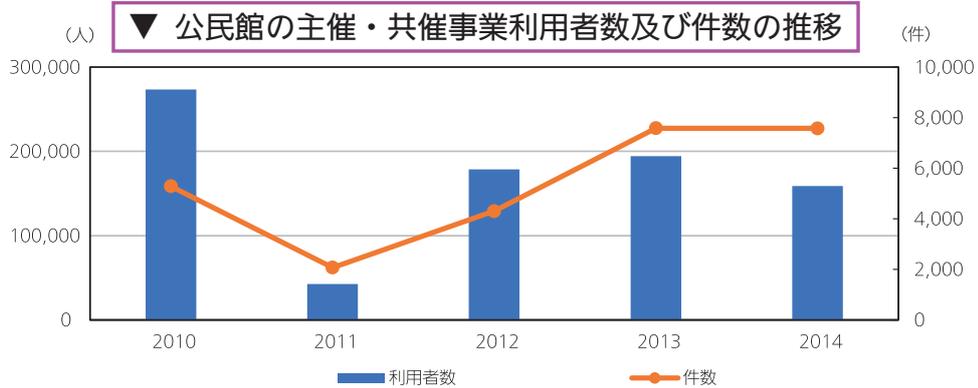
① 集会施設

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
集会施設	市民の集会、会合時に使用されている施設	中央公民館、地区公民館、地域公民館、公民館分館、公民館分室、消防センター、男女共同参画センター、農村交流センター、市民交流プラザ、労働福祉会館 等	146施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 施設の老朽化に対して部分的補修*で対応
- b. 施設数が多く、維持管理*に関する費用が増大
- c. 公民館は、講座等の実施により利用者数は上昇傾向ですが、平日日中の貸館を主としているため、利用者層が高齢者や育児中の女性等に固定化
- d. コミュニティ消防センター等、一部の施設は利用率が低い状態



(注1) 各年度末日時点

(注2) 2013年以前の利用者数には、一部延べ人数を含む

出典：郡山市の教育、生涯学習課

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- 集会施設は、施設数が多く、メンテナンスが不十分な施設や、稼働率が低い施設も見受けられることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。
- 個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、地域性や高齢化等による需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 委託等による一括管理
 - e. 施設の集約化*、複合化*、用途変更*、民間施設の活用等
 - f. 利用しやすい環境づくり
 - g. 稼働率を良くするための施策（事業等の見直し等）

② 歴史・シンボル施設

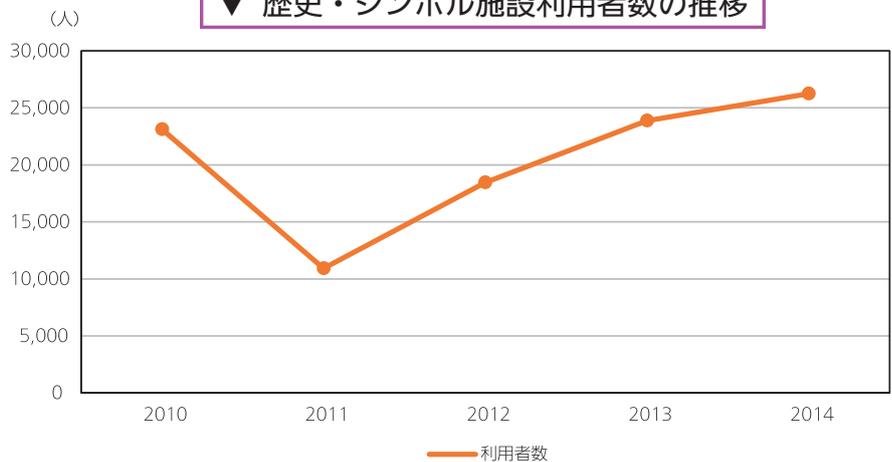
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
歴史・シンボル施設	文化財等、歴史的価値のある施設	公会堂、開成館、久米正雄記念館等	11施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 建設から相当年数経過して老朽化が進んでおり、耐震基準を満たしていない施設の安全確保が必要
- b. 耐用年数を経過し、さらに部品供給が停止となっている設備の改修*が必要
- c. 老朽化等により、資料の保存に適していない環境が発生
- d. 一部施設における利用者の減少

▼ 歴史・シンボル施設利用者数の推移



(注1) 利用者数は、文学資料館、久米正雄記念館、開成館、歴史資料館の観覧者数又は入館者数又は利用者数の合計

(注2) 開成館は、2011(平成23)年3月12日～2012(平成24)年11月16日まで休館
(一部は同年8月19日より開館)

出典：郡山市事務報告書

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

歴史・シンボル施設は、老朽化により機能を満たしていない施設や耐用年数が過ぎた設備を保有する施設、また、利用者が減少している施設も見受けられることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の集客や維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 重要有形文化財等施設の安全確保
- e. 保存資料の必要性の確認と適切な資料保存環境の整備
- f. 利用しやすい環境づくり
- g. 事業の周知や情報提供
- h. 展示物の見直し

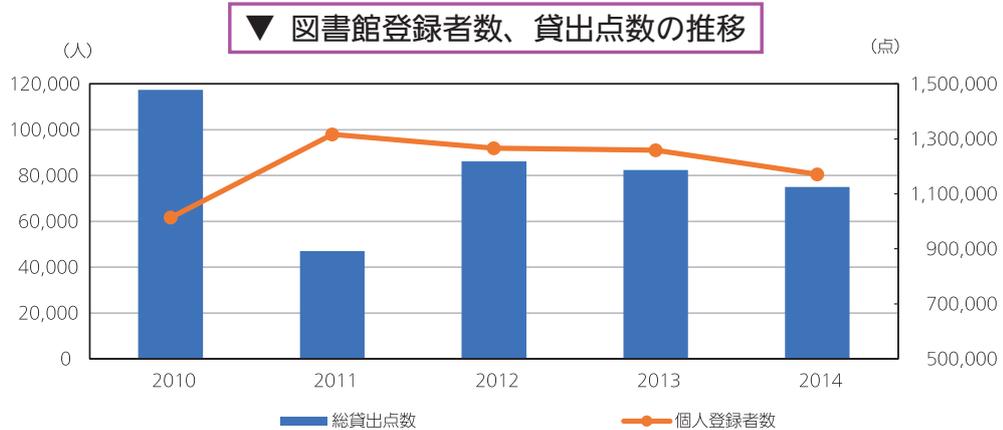
③ 図書館

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集して整理保存するとともに、市民が閲覧するための施設	中央図書館、地域図書館、図書館分館	17施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 中央図書館・希望ヶ丘図書館は、部分的な補修*で対応していますが、大幅に耐用年数を過ぎ、早急な改修*等が必要
- b. 視聴覚ホールの舞台設備や音響機器等は老朽化が進み、更新*が必要ですが、稼働率が減少傾向にあることから、更新*内容（必要な設備の再検討を含む）の見直しが必要



(注1) 各年度末日時点
 (注2) 総貸出点数はA V資料等を含む

出典：郡山市事務報告書

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- 図書館は、部分的な補修*によりメンテナンスが不十分な施設や、稼働率が低い施設も見受けられることから、施設の最適化*を図る必要があります。
- 個別計画*策定時には、施設の利用や老朽化状況、地域性による需要の変化を見据えながら規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 施設の複合化*、民間施設の活用等
 - e. 利用しやすい環境づくり
 - f. PPP*/PF I*の活用
 - g. 稼働率を良くするための施策（サービス等の見直し）

④ スポーツ施設

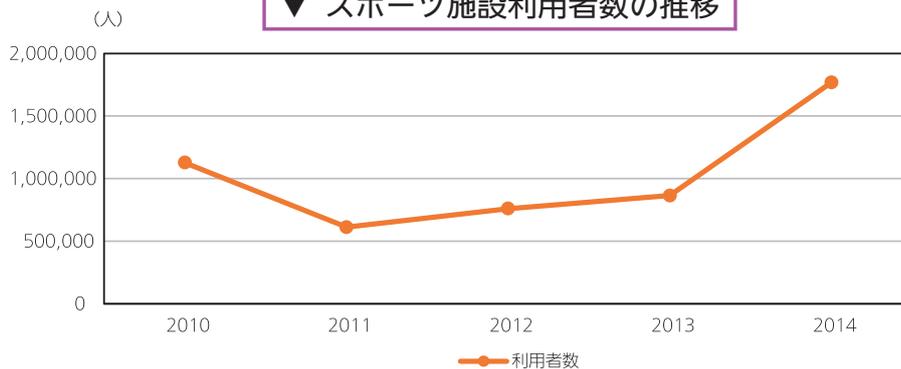
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
スポーツ施設	市民の運動、スポーツ等に使用されている施設	総合体育館、開成山野球場、郡山庭球場、東部体育館、ふるさとの森スポーツパーク、磐梯熱海アイスアリーナ、郡山スケート場、西部体育館、西部サッカー場、スポーツ広場等	43施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 総合体育館、開成山野球場、開成山陸上競技場は、大規模改修*実施済であり、それ以外の施設は随時補修*により対応
- b. 建設から30年以上経過している施設（郡山庭球場、熱海サッカー場）については、耐震診断及び改修*が必要
- c. 施設によっては、地理的条件が悪いことや借地等の状況により大規模改修*が困難であり、解体も選択肢として検討している状況
- d. スポーツ人口が増加傾向にあることから、大部分の施設では利用者数は増加見込み
- e. スポーツ用具老朽化への対応が必要

▼ スポーツ施設利用者数の推移



(注) 各年度末日時点

出典：郡山市事務報告書

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

スポーツ施設は、スポーツ人口の増加傾向により施設のニーズが見込まれるものの、東日本大震災で被害が確認された施設や老朽化施設、備品等の老朽化が見受けられる施設もあることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効果的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 積極的な施設の耐震化
- e. 老朽化施設の廃止*
- f. 利用しやすい環境づくり
- g. 民間施設の活用、PPP*/PFI*の活用等
- h. 計画的な備品（用具等）の配備

⑤ 集客施設

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
集客施設	市民のレクリエーション活動を推進し、健康づくりや生活文化の向上とともに、市内外からの集客を図る施設	青少年会館、高篠山森林公園、ユラックス熱海、少年湖畔の村、石筵ふれあい牧場、市民文化センター、カルチャーパーク等	18施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 多くの施設が、建設から20年以上経過
- b. 老朽化による設備の更新*等が必要
- c. 利用者増の取組みを行ってはいらぬものの老朽化により利用者の減少が見込まれる施設については、適切な維持管理*が必要
- d. 郡山カルチャーパークの各施設は、指定管理者と合同で作成した管理計画に基づいて改修*を実施
- e. 畜産振興センターの開催事業や夏休み期間等の事業は利用者が増加傾向ですが、平日の日中及び閑散期の利用率向上が課題

▼ 集客施設利用者数の推移



(注1) 各年度末日時点

(注2) 利用者数は、青少年会館、少年湖畔の村、高篠山森林公園、ユラックス熱海、石筵ふれあい牧場、市民文化センター、カルチャーパークの利用者総数の合計による。

出典：郡山市事務報告書、林業振興課、園芸畜産振興課

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

集客施設は、施設の老朽化や耐用年数が過ぎた設備を保有する施設、また、利用者の減少が見受けられる施設があることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効果的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. PPP*/PF I*の活用
- f. 施設の用途変更*、民間施設の活用等
- g. リース建物（湖水浴更衣所等）の検討
- h. 稼働率を良くするための施策（情報提供、事業やサービス等の見直し）

⑥ 学校

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
学校	義務教育として行われる普通教育を実施するための施設	小学校、小学校分校、中学校	89施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 現在は耐震化工事を喫緊の課題として進めており、設備等を含めた老朽化対策工事は一部の学校でしか行われていないため、今後は老朽化対策を含めた施設の長寿命化*に取り組むことが必要
- b. 学校は、ほとんどが地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点から、早急に耐震化を完了させることが必要
- c. 西田地区の5つの小学校の統合が予定されており、現在国でも、公立小中学校の適正規模・適正配置や小中一貫教育に適した学校のあり方、学校と他の公共施設等*との複合化*など各種検討が進められているため、本市における学校の最適化*についても検討していくことが必要

▼ 小学校・中学校生徒数の推移



(注) 各年5月1日現在

出典：グラフ郡山「データブック」2015

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- 学校は、児童・生徒が安心、安全に学習することができる教育環境を整備するため、維持管理費が増加傾向ですが、施設数が多いためメンテナンスが十分でない施設も見受けられます。学校はほとんどが地域の避難所になっているため、早急な耐震化の実施と、老朽化対策に取り組む必要があります。
- 個別計画*策定時には、施設の老朽化状況や児童生徒数の減少を考慮しながら、適正規模・適正配置を図るとともに、施設の維持管理*を効率的かつ効果的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 長寿命化*や維持管理費削減のための新技術や新素材の導入
 - e. 利用しやすい環境づくり
 - f. 委託等による一括管理
 - g. 施設の集約化*、複合化*、用途変更*等
 - h. 空き教室等の有効活用*
 - i. 児童生徒利用時間外の施設（屋内運動場等）の有効活用*
 - j. 民間施設（プール等）の活用

⑦ 保育所

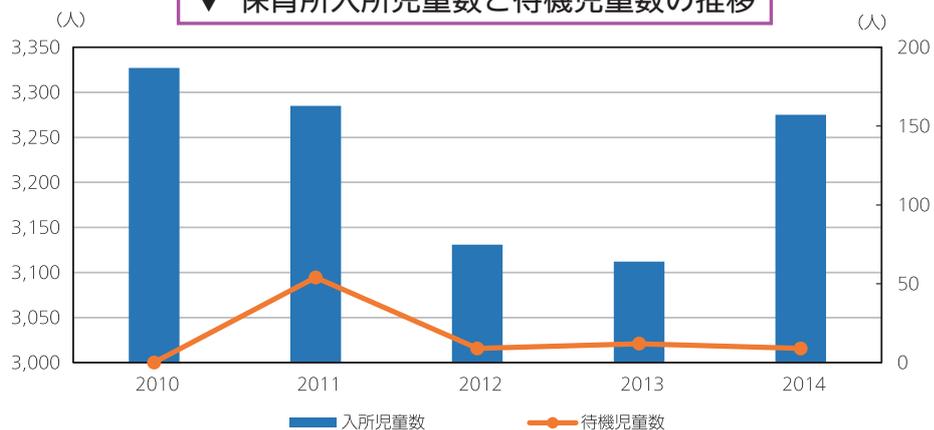
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
保育所	保護者の労働等の理由によって、各家庭の中で十分に保育することのできない児童等を預かって保育することを目的とする施設	保育所	25施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 約半数の建物が建設から30年以上経過し、中には築40年以上経過している木造建築物もありますが、緊急性のあるものを除き随時補修*で対応
- b. 耐用年数を経過した設備の改修*・更新*が必要
- c. 保育所入所対象の就学前児童の減少や民間認可保育所の増設等により、今後公立保育所の利用者数は減少する見込みであり、定員や施設数について検討することが必要

▼ 保育所入所児童数と待機児童数の推移



(注) 各年4月1日現在

出典：グラフ郡山「データブック」2015

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

保育所は、施設の老朽化が進んでいる所が多く、維持管理費も増大傾向にありますが、将来、公立保育所の利用者は減少する見込みであることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. 委託等による一括管理
- f. 施設の集約化*、複合化*、用途変更*
- g. 施設の安全面の配慮

⑧ 放課後児童クラブ等

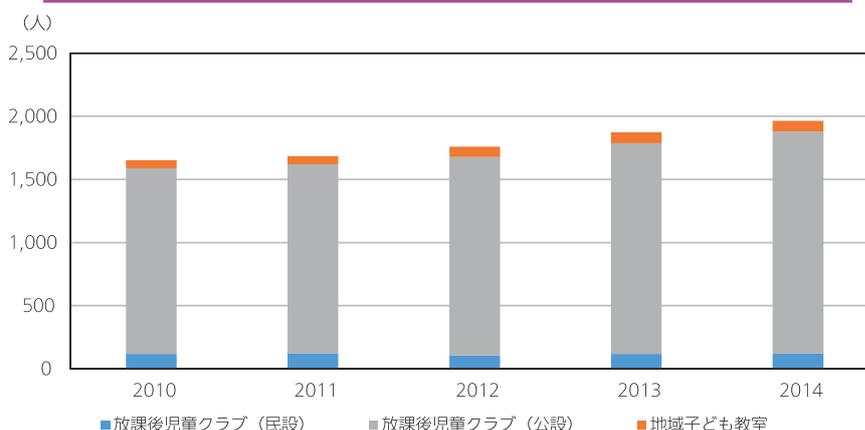
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
放課後児童クラブ等	児童の適切な遊びや居場所の確保等を目的として設置する施設	放課後児童クラブ、地域子ども教室	36施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 全ての専用施設は平成15年以降の建設であり、部分的補修*で対応
- b. 放課後児童クラブは、対象拡大や市民ニーズの拡大から入会児童が増加傾向であり、拡大するニーズに対応した新規開設や増設等が必要
- c. 地域子ども教室は、未開設の学校が多いため児童数は減少傾向ですが、ニーズに対応した新規開設が必要

▼ 放課後児童クラブ、地域こども教室入会児童数の推移



(注) 放課後児童クラブは各年5月1日現在、地域子ども教室は各年度末日時点

出典：グラフ郡山「データブック」2015、こども未来課

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- 放課後児童クラブ等は、対象児童の拡大から、施設全体の最適化*を図る必要があります。個別計画*策定時には、需要の変化を見据えながら規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. PPP*/PFI*の活用
 - e. 学校の有効活用*
 - f. リース建物の活用
 - g. 民間施設の活用

⑨ 子育て施設

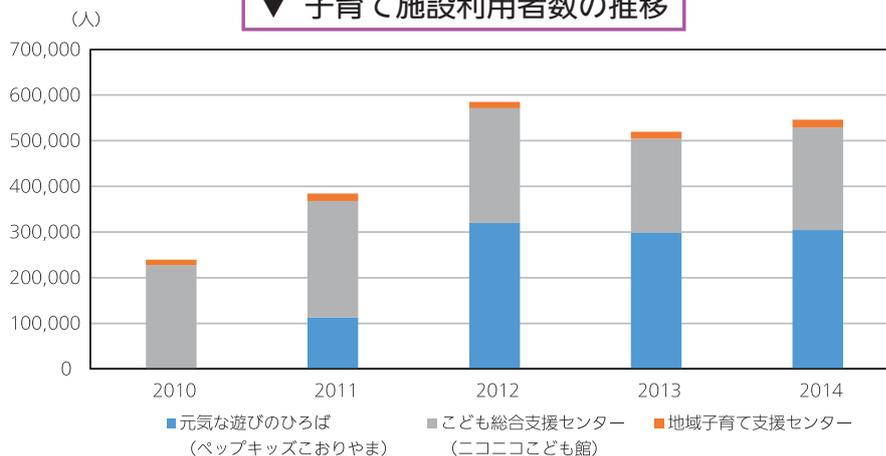
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
子育て施設	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設	こども総合支援センター、地域子育て支援センター、少年センター、希望ヶ丘児童センター	10施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 建設から30年以上経過し、壁面の落下等の危険など老朽化が進んでいます。修繕*も毎年増えているため、修繕*計画が必要
- b. こども総合支援センターは、利用状況が増加傾向にあり、今後も同程度の利用を見込んでいることから、駐車場の確保が課題
- c. 希望ヶ丘児童センターは、少子化の進行に伴い利用者の減少傾向が続く見込みですが、イベントの開催を積極的に行うなど利用者増加のための対策が必要

▼ 子育て施設利用者数の推移



(注) 元気な遊びのひろば (ベップキッズこおりやま) は2011年12月開所

出典：グラフ郡山「データブック」2015

▼ 基本方針 (個別計画策定の留意点)

- 子育て施設は老朽化によるメンテナンスの必要性が増えており、利用状況が増加傾向にある施設も見受けられることから施設全体の最適化*を図る必要があります。
- 個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 利用しやすい環境づくり
 - e. PPP*/PF I*の活用
 - f. 施設内の安全面に配慮
 - g. 他類型施設との複合化*
 - h. 民間施設の活用

⑩ 福祉・医療施設

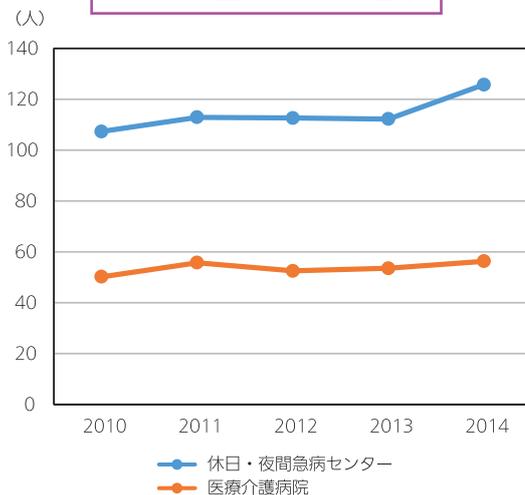
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
福祉医療施設	社会福祉全般の推進、高齢者の福祉向上等を目的として設置される施設。また、市民の健康保持に必要な医療の提供等を目的として設置する施設	障害者福祉センター、緑豊園、希望ヶ丘学園、ひまわり荘、医療介護病院等	8施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 建物の老朽化が進み、部分的な補修*での対応をしていますが、一部の施設について耐震診断の結果から耐震補強が必要
- b. 母子家庭自立支援施設の施設の在り方について検討が必要
- c. 障害者福祉センターは、水災害時の指定及び福祉避難所となっているため、特に体育館については早急な改修*が必要
- d. 老朽化が進行していますが、休館ができない施設もあり、移転新築や遊休施設の改修*等も視野に入れることが必要
- e. 障がい者の通所及び入所施設は、利用者の高齢化に伴い需要が高まる見込みですが、新設が進まない状況
- f. 休日・夜間急病センターは、患者数が増加傾向にあり、今後の患者数の増加によっては、待合室等の整備が必要

▼ 市医療機関受診者数
(1日平均)の推移



▼ 障がい者手帳所持者数の推移



(注) 医療介護病院は、外来受診者数及び通所リハビリテーション利用者数の合計
出典：郡山市事務報告書、
郡山市医療介護病院事業報告書

出典：グラフ郡山「データブック」2015

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

福祉医療施設は、老朽化が進んだ施設や耐震補強が必要な施設が見受けられるものの、利用者の増加が見込まれる施設もあることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、地域性や高齢化等による需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. PPP*/PF1*の活用
- f. 緊急時の安全確保
- g. 他自治体との広域連携
- h. 民間施設の活用

⑪ 庁舎等

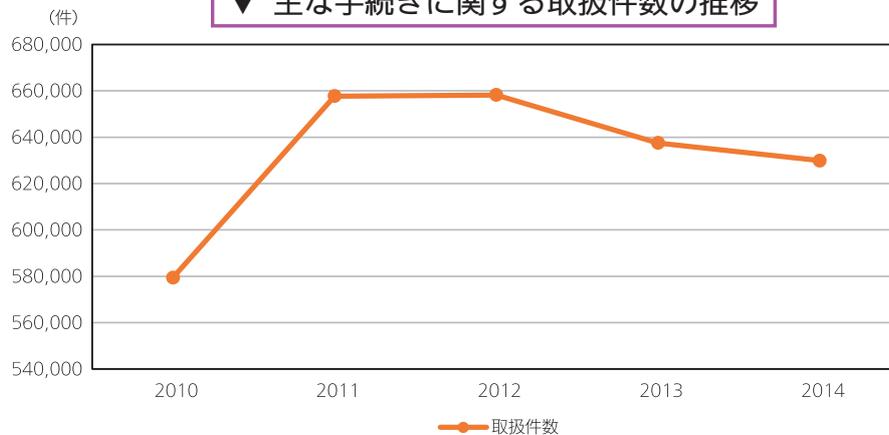
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
庁舎等	市の行政事務を行うとともに、市民に必要な行政サービスを提供するための施設	市役所、行政センター、連絡所、市民サービスセンター	21施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 市役所本庁舎は、東日本大震災に伴う大規模改修*を実施済み
- b. 行政センターのうち、建設から35年以上経過し老朽化が進んでいる施設がありますが、随時補修*で対応
- c. 老朽化が進行している施設について、更新*の必要性や時期を検討することが必要
- d. 取扱業務を拡大した緑ヶ丘市民サービスセンターは、利用者数が増加傾向

▼ 主な手続きに関する取扱件数の推移



(注1) 対象手続きは、戸籍届出関係、住民異動関係、謄抄本証明関係、外国人登録等又は届出、印鑑登録、埋火葬許可、臨時運行許可、国民健康保険得喪失等、税証明等、児童手当関係及び子ども医療費関係等

(注2) 上記手続きの本庁、各行政センター・連絡所、市民サービスセンター取扱件数を合算

出典：市民課の概要

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

庁舎等は、市民サービスの拠点施設であることから、市民にとって身近な施設として整備を図り、高齢者、障がい者、妊婦等にも優しく、窓口、便所等の利用しやすい環境づくりを行っていく必要があります。

また、施設の老朽化が進んでいるもののメンテナンスが不十分な施設も見受けられることや、将来、利用者が増加見込みの施設もあることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、規模や配置を見直すとともに施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. 他類型施設との複合化*等

⑫ 防災施設

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
防災施設	防災資材の保管及び地域の消防車両等の格納庫等、防災機能を高めるための施設	消防団車庫詰所、水防センター、防災倉庫	194施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 消防施設は、大半が築30年以上経過していますが、随時補修*で対応しており、また、施設数が多いため、優先順位が高いものから補修*等を実施していますが、各地区隊からの要望に応えられていない状態
- b. 消防団員の減少に伴い、車庫詰所の統合を前提とした移転新築を検討していますが、施設の老朽化の状況を踏まえた改修*や更新*の計画を策定することが必要
- c. 水防センターは、水防活動時の拠点施設として設置していますが、福島河川国道事務所郡山出張所（国土交通省）との複合施設であるため、市単独での改修*計画の策定が困難

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

消防団車庫詰所は、市内全域に配置されているため施設数が多く、メンテナンスが不十分な施設も見受けられることや、消防団員数の減少により、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の老朽化状況を見据えながら、規模や配置を見直すとともに施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. 委託等による一括管理
- f. 近隣住民による施設の維持管理*
- g. 施設の必要性について十分検討し、他類型施設との複合化*

⑬ 市営住宅

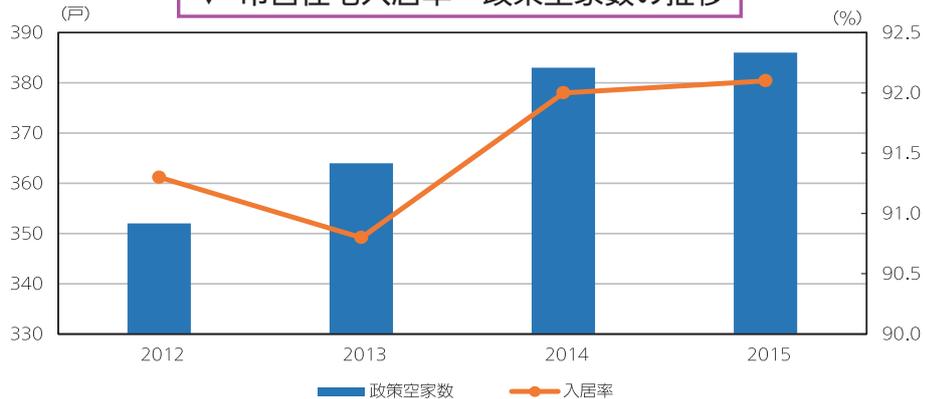
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
市営住宅	住宅に困窮する低額所得者に最低居住水準を確保し、健康で文化的な居住生活を営んでもらうために設置される施設	市営住宅	41施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 耐震診断は実施済み
- b. 平成24年度に社会資本総合整備計画（地域住宅計画郡山地域第3期）を策定し、平成27年度中に同計画4期を策定
- c. 耐用年数の半数以上を経過したものが約4割あり、木造・簡易平屋のものは全て耐用年数期間を経過し、簡易二階建てについても数年で全て耐用年数を経過予定
- d. 定期的な設備点検以外に、外壁等の建物点検も定期的に行うことが望ましいため、総合的な建物点検の実施が必要
- e. 入居申込者数は減少傾向にあり、政策空家を除く入居率は90%前半
- f. 木造・簡易平屋・簡易二階建ての施設は、住民の退去後に順次解体し、借地の返還、市有地については有効活用*の検討が必要

▼ 市営住宅入居率・政策空家数の推移



(注1) 政策空家とは、建物の耐用年数が経過した等の理由により、今後取り壊し又は大規模改修*工事を実施するために新たな入居者の募集を行わない住戸

(注2) 入居率は、各年9月1日時点における、政策空家を除く住戸について算出

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

市営住宅は施設数も多く、耐用年数が経過した住宅も使用しており、安全確保のための早急な撤去とともに効率的な改修*計画の作成が必要です。

また、老朽化施設が多いことや入居申込者は減少傾向にあることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、高齢化などによる需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. 長寿命化*のための新技術や新素材の導入
- f. 委託等による一括管理
- g. 施設の集約化*、用途変更*
- h. 民間貸付け*等による資産活用

⑭ 清掃関係施設

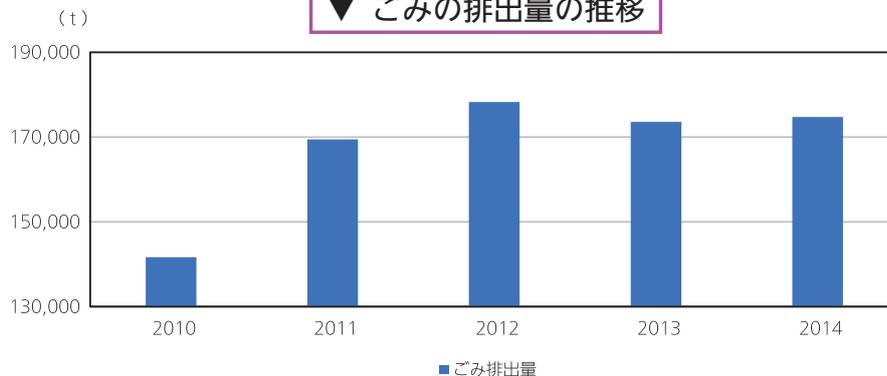
▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
清掃関係施設	市内の家庭及び事業所から排出される可燃ごみの焼却及び資源ごみの中間処理施設として設置される施設	クリーンセンター、埋立処分場	6施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 焼却施設であるクリーンセンター及びし尿処理施設は、策定済みの長寿命化*計画に基づいた改良工事に順次着手している状態
- b. 清掃関係施設全般について、点検委託、維持補修*、オーバーホールで把握しきれない部分についての十分な把握・対応が必要
- c. 東日本大震災以降、一時的にごみの搬入量は増加しましたが、現在は減少傾向にあり、可燃ごみ焼却に伴う焼却灰の発生量も減少しているものの平成35年には全ての埋立処分場で埋め立てを完了する見込みのため、施設の増設等の検討が必要
ただし、着手前には東京電力福島第一原子力発電所事故により指定廃棄物となった一時保管する焼却灰の国の最終処分場への搬出について、早期に実施することが必要
- d. ペットボトル及びプラスチック製容器包装の搬入量が増加傾向であり、将来的に現在の処理能力を超えることが想定されるため、新たなストックヤードが必要
今後、予定地上にある施設の廃止*・解体に着手し、建設予定
- e. 埋め立てが終了した埋立処分場について、今後施設の廃止*及び解体等が必要

▼ ごみの排出量の推移



(注) 各年度末日時点

出典：グラフ郡山「データブック」2015

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- 清掃関連施設は、維持管理*不足による機能停止等の状況を回避する必要があるが、老朽化の進行が進んでいる施設や多額の維持管理費が生じている施設、また、ごみの種別によっては今後、減少又は増加する見込みの施設があるため、施設全体の最適化*を図る必要があります。
- 個別計画*策定時には、施設の老朽化状況、規模や配置を見直すとともに施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 利用しやすい環境づくり
 - e. PPP*/PFI*の活用
 - f. 新技術の活用
- (例) センサー等を用いて設備の異常を予測

⑮ 公衆便所

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
公衆便所	使用者を特定せずに、広く一般に開放されている共用施設	公衆便所、観光地公衆便所	29施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 観光地公衆便所は、観光客数の減少や老朽化による施設利用者数の減少が見込まれるため、施設改修*の検討が必要
- b. 建設から30年以上経過している公衆便所が多く、部分的な補修*で対応していますが、老朽化が激しい公衆便所については廃止*や更新*を進めている状況
- c. 効果的な清掃の仕方と維持管理*方法の検討が必要
- d. 公衆便所については、利用者ニーズ（ユニバーサルデザイン*・女性や子どもが安心して利用できる空間づくり等）や必要性の度合いに合わせ、廃止*や更新*についての見直しが必要

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

公衆便所は、施設の部分的な補修*に留まり、メンテナンスが不十分な施設や、老朽度や清掃の状況によって利用状況に差が生じるため、利用者のニーズに合わせた整備に併せて、効果的な清掃管理と効率的な維持管理*が必要となってきます。

また、他類型の観光用便所や公園便所は、公衆便所とは別に市内に配置されているため、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 利用しやすい環境づくり
- e. 委託等による一括管理
- f. 近隣住民による清掃管理、維持管理*
- g. 他類型施設を含めた施設の集約化*
- h. 利用しやすい環境づくり

⑯ その他施設

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
その他施設	(1)～(15)以外の公共施設*	保健所、食肉衛生検査所、温泉事業所、大気汚染常時監視局、東山霊園、東山悠苑、デイ・サービスセンター、駐輪場、駐車場等	49施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 建設から30年以上の施設がありますが、随時補修*で対応
- b. 設備の改修*時期を迎えている施設が発生
- c. 郡山駅西口駐車場については、老朽化に伴う機器の入替が必要な可能性あり
- d. 美術館の設備の更新*は、早急に実施することが必要
- e. 西口第二自転車等駐車場については、老朽化に伴う機器の入替が必要な可能性あり
- f. 食肉衛生検査所は、施設の老朽化により各種検査に影響が及ばないようにする対応が必要
- g. 熱海温泉事業所設備のうち湯設備（ガイドケーシング）の点検を実施予定ですが、管理運営方法の検討も踏まえ全面的な改修*についても検討が必要
- h. 給食センターは、建物・設備については部分的な補修*等で対応しており、必要に応じて改修*計画が必要。ただし、中学生の減少に伴い今後は調理食数が減少する見込み
- i. 高等職業能力開発校では、訓練のない日の空き教室及び実習棟の有効活用*が課題
- j. 東山悠苑は、利用者の増加が見込まれるため、施設の運用について見直しが必要
- k. ふれあい科学館は、利用者が減少傾向にあるため、展示物と併せ施設のあり方について検討が必要

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- その他施設は、既に老朽化が進んでいる施設や設備の更新*時期を迎えている施設もあることから、業務に支障がないよう対応する必要があります。
- また、利用者についても、少子高齢化に伴う施設需要の変化に対応するため、施設全体の最適化*を図る必要があります。
- 個別計画*策定時には施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 利用しやすい環境づくり
 - e. PPP*/PF I*の活用
 - f. 施設の集約化*、複合化*、用途変更*、廃止*、多機能化*
 - g. 民間施設の活用
 - h. 近隣自治体等との広域連携
 - i. 利用しやすい環境づくり
 - j. 使用料金の見直し

(2) インフラ施設

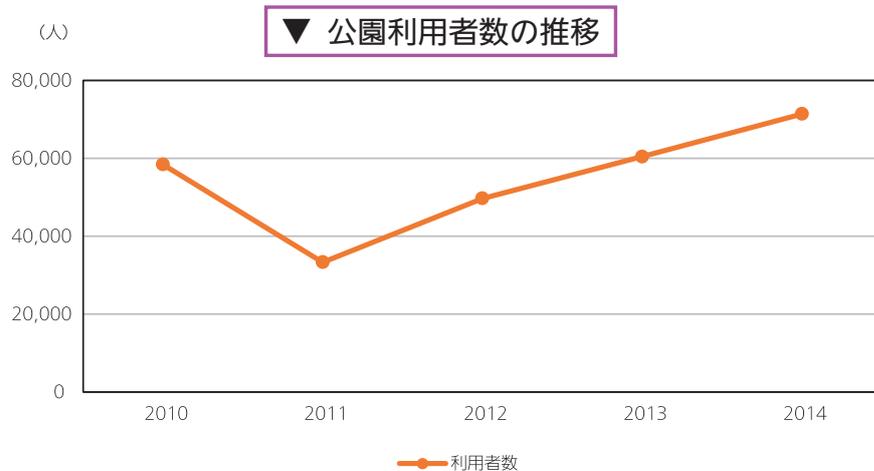
① 公園

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	施設数等
公園	市民の休息、散歩、遊戯、運動等総合的な利用のために設置される施設	都市公園（カルチャーパークを除く）、ちびっ子広場、農村公園、親水広場、東部森林公園	627箇所

▼ 施設の現状・課題

- a. 建設から20年程度経過している公園の木造施設（ベンチ、手すり等）については、部分的な補修*で対応していますが、経年劣化による破損が想定されるため、構造の変更等を検討することが必要
- b. 公園の施設は、老朽化の度合いや利用状況を勘案しながら、トイレについては改修*されるまでの間は部分的な補修*で対応をし、遊具施設については順次、改修*や補修*を実施している状況
- c. トイレ施設は、老朽化の状況を勘案しながら計画的に改修*を行っているところであり、さらにはユニバーサルデザイン*に対応した改修*も併せて行う必要があるため、トイレ整備事業は長期的に継続していくことが必要



(注1) 各年度末日時点

(注2) 公園利用者数は、21世紀記念公園、大槻公園の利用者総数の合計

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

公園は、600以上の施設が市内全域に配置されているため、園内のほとんどの施設が部分的な補修*により対応しており、施設の維持管理*については計画的かつ効率的に行っていく必要があります。

また、少子高齢化に伴う施設需要の変化に対応するため、健康器具等の配置等を行う必要があるとともに、便所については他類型の観光用便所や公衆便所も市内には配置されているため、施設全体の最適化*を図る必要があります。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、高齢化等による需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. 利用しやすい環境づくり
- d. メンテナンスサイクル*の構築
- e. 委託等による一括管理
- f. 近隣住民による清掃管理、維持管理*
- g. 施設の集約化*

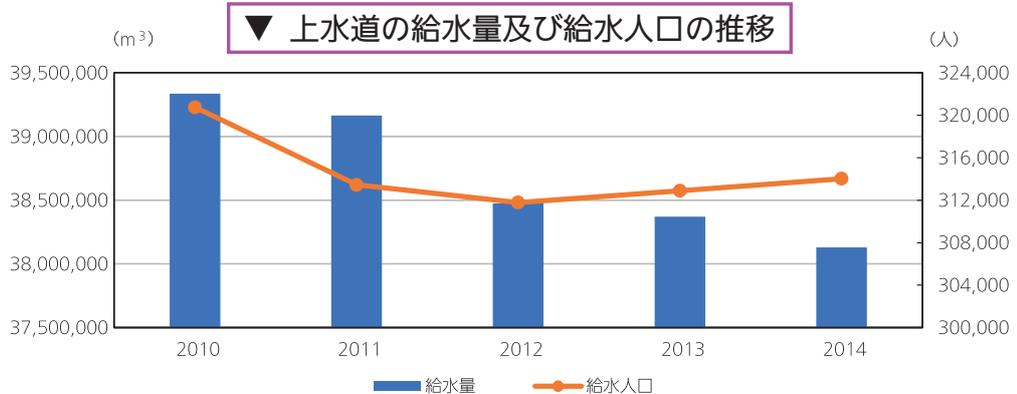
② 水道施設

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	延長、施設数等
上水道管路	水を人の飲用に適する水として供給する施設	上水道 工業用水道 簡易水道	1,762.0km 10.3km 72.4km
上水道施設		浄水場、ポンプ場 等	41施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 各浄水場等及び増圧ポンプ場の設備については、実施計画に基づき計画的に改修*等を実施
- b. 簡易水道以外の改修*計画等は、郡山市水道事業基本計画に基づき、毎年実施計画（4年間分）の見直しを行いながら作成
- c. 建物の多くは建設から20年以上経過しており、管路は法定耐用年数*の40年を経過しているものがあります。また、簡易水道については、随時部分的な補修*を行い、設備の改修*は整備計画に基づき実施
- d. 水道局庁舎は設備等が古く、不具合箇所が増えてきているため、効率的な改修*が必要
- e. 浄水場等の施設更新*・改修*にあたっては、施設の長寿命化*や更新*需要の平準化*の検討を行い、今後の人口減少や市民の節水意識の向上で給水量が減少する見込みであることなど水需要予測を基に効率的に行うことが必要
- f. 平成28年度を目途に、上水道の管路更新*計画を策定する予定ですが、施設・設備の廃止*・統合（ダウンサイジング）や性能の合理化（スペックダウン）などを考慮した計画とすることが必要



(注) 各年度末日時点

出典：郡山市統計書

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

- 水道施設は、既に設備の更新*時期が過ぎてきている施設や、更新*時期を迎えている施設も存在しますが、維持管理*不足による機能停止等の状況を回避する必要があることから、施設全体の最適化*を図る必要があります。
- 個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理*についても効率的に行っていくため、特に以下の内容に留意します。
- a. 点検による安全管理の徹底
 - b. 予防保全型維持管理*
 - c. メンテナンスサイクル*の構築
 - d. 新技術の活用等による維持管理*の検討
(例) センサー等を用いた設備の異常予測
 - e. 供用エリアの見直し

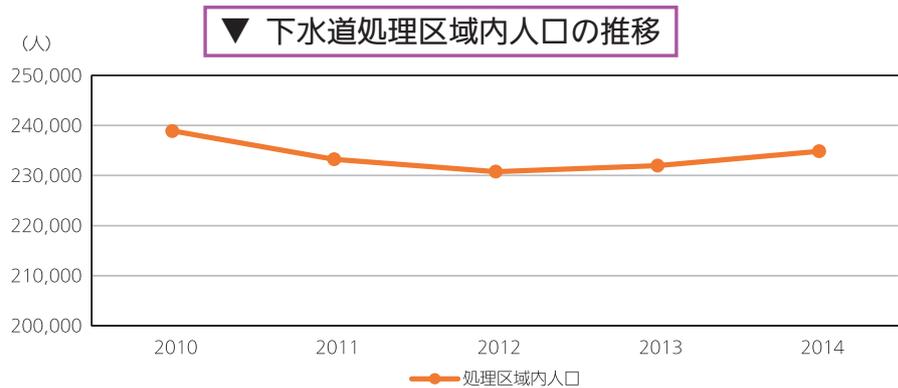
③ 下水道施設

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	延長、施設数等
下水道管路	汚水や雨水を処理し、排除するための施設	流域関連公共下水道	1,057.5km
		湖南特定環境保全公共下水道 農業集落排水	54.1km 181.6km
下水道施設		浄化センター、ポンプ場 等	24施設

▼ 施設の現状・課題

- a. ほとんどの建物・設備は整備から15年以上経過しており、それらについて部分的補修*で対応していますが、老朽化に応じて長寿命化*を実施
- b. 今後は、施設の老朽化が進行し、耐用年数を超える設備も増加する見込み。また、人口減少が見込まれるため、遊休資産の解体や農業集落排水施設の下水道への切替え・集約・廃止*等を含め、総合的に検討することが必要



(注) 各年度末日時点

出典：郡山市統計書

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

下水道施設は、既に老朽化が進んでいる施設や設備の更新*時期を迎えている施設も存在しますが、維持管理*不足による機能停止等の状況を回避する必要があることから、適正な維持管理*を行っていくとともに効率的かつ効果的に施設の改修*・更新*を進めていく必要があります。

個別計画*策定時には、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 新技術の活用等による維持管理*の検討
(例) センサー等を用いた設備の異常予測
- e. 計画エリア等の見直し

④ 道路・橋梁

▼ 施設類型別保有状況

施設類型	分類内容	主な施設	延長、施設数等
道路	人や車両の通行のための施設（法定外公共物は除く）	市道 農道 林道	3,287.9km 62.7km 203.4km
橋梁	通行の上での障害物（道路、鉄道、河川、水路、山岳等）を通過するための工作物	橋梁 トンネル	811本 1本
その他	排水ポンプ施設	内環状線立体交差排水用ポンプ室	1施設

▼ 施設の現状・課題

- a. 道路は、老朽化や交通量変化等から舗装が傷んでいる箇所が多く、舗装補修*要望は増加しており、道路陥没等による事故防止を図ることが必要
- b. 市道の橋梁は、20年後には建設から50年を経過するものが半分を占める状況
- c. 排水ポンプは、建設から30年以上経過していますが、建物の大規模な改修*は未実施
- d. 農道や林道は、路線により利用頻度に大きな差がありますが、利用頻度の少ない林道は、随時補修*が行われず部分的に良好な状態が保たれていない状況
- e. 法令の定めにより、全ての橋梁について定期点検を実施
- f. 林道橋・農道橋は、福島県が点検診断を実施
- g. 排水ポンプ等の設備機器については、点検時に異常があれば随時修繕*を実施
- h. 今後も市道の舗装延長は増加する見込みであり、膨大な延長の道路を管理することが必要
- i. 鉄道や高速道路を跨ぐ橋梁の点検・工事については、各関係管理者と連携を図りながら進めていくことが必要
- j. 交通量が極端に少ないなど、集約化*や廃止*できる橋梁の有無を検討することが必要
- k. 東日本大震災後に安全性が確保できないことから通行止めとしている橋梁の撤去が必要

▼ 基本方針（個別計画策定の留意点）

道路は、舗装補修*要望が増加しているものの良好な状態が保たれていない箇所があり、道路延長も他市に比べ多い状況にあります。また、橋梁についても、交通量が少ないものや使用していないものがあることから、安全の確保を最優先とし、施設全体の最適化*を図る必要があります。その他、排水ポンプについては、建設から年数が経過しているため、建物の改修*時期の検討や設備機器の定期的な点検等が必要です。

個別計画*策定時には、施設の利用状況や老朽化状況を見据えながら、規模や配置を見直し、施設の維持管理*についても効率的に行っていく必要があるため、特に以下の内容に留意します。

- a. 点検による安全管理の徹底
- b. 予防保全型維持管理*
- c. メンテナンスサイクル*の構築
- d. 新技術の活用による維持管理*の検討
(例) 地中レーダーの路面下空洞調査、センサー等を用いた橋梁の異常予測等
- e. 委託等による一括管理
- f. 施設の集約化*、廃止*

第5章 公共施設等の有効活用

1. 公共施設等の有効活用

公共施設等*の有効活用*は、「郡山市公有資産活用ガイドライン*」に基づき、市民や民間の技術、資金及び幅広いノウハウを取り込み、次の考え方により、資産活用を効率的・効果的に推進し新たな財源確保を図ります。

(1) 老朽化施設の有効活用

建設時から相当期間が経過している施設は、劣化が早く修繕*等の維持管理費が増大するため、施設の廃止*が決定した早い時期に、売却や貸付け*等による有効活用*について検討します。

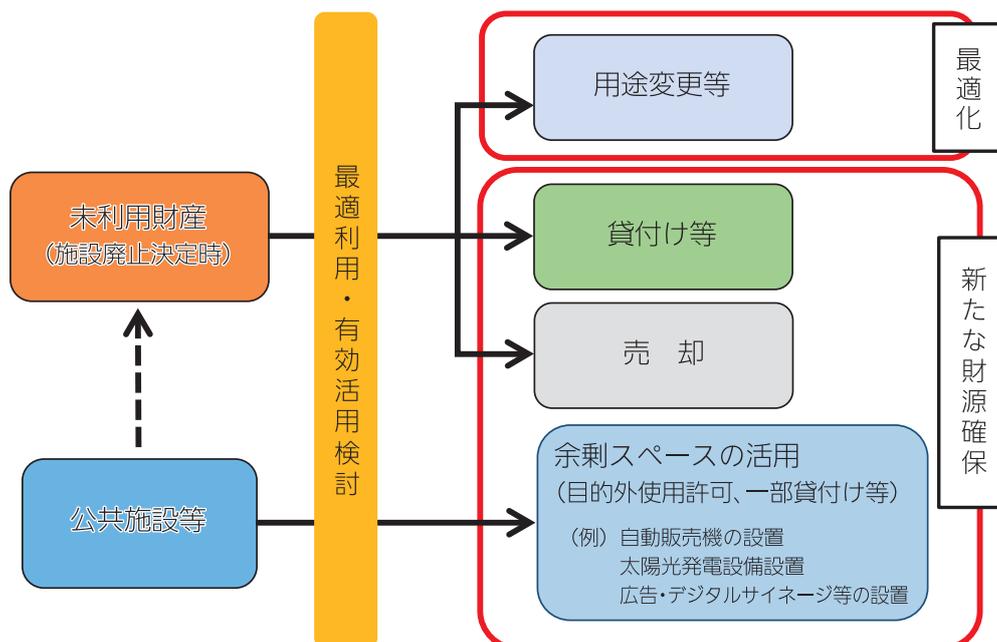
(2) 稼働率の低い施設や余剰スペースの有効活用

- ①稼働率の低い施設やスペースは、その原因について調査、分析を行い、施設の再配置*や貸付け*、目的外使用許可*等による有効活用*を図ります。
- ②公共施設等*の屋根、壁面、敷地内の余剰スペースは、太陽光発電設備、広告（建物内の壁面に限る。）、自動販売機等を設置することにより、新たな財源の確保を図ります。

(3) 公平性・透明性の確保

未利用財産等の資産の情報を広く公開するとともに、公募による貸付け*や売却を実施し、公平性・透明性の確保を図ります。

▼ 資産活用のイメージ



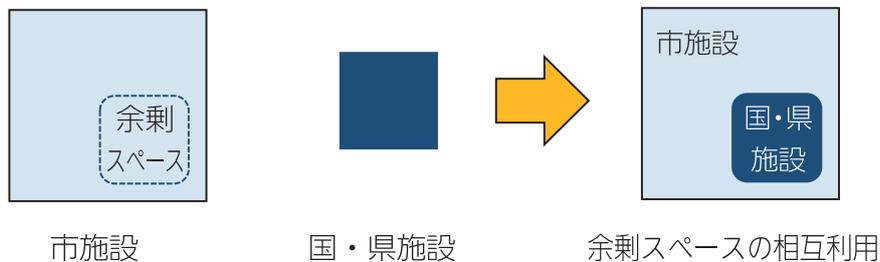
2. 公共施設等の最適利用

施設の最適化*に際しては、次の考え方により国、県や近隣自治体と連携し、公共施設*の最適利用に努めます。

(1) 国、県との連携

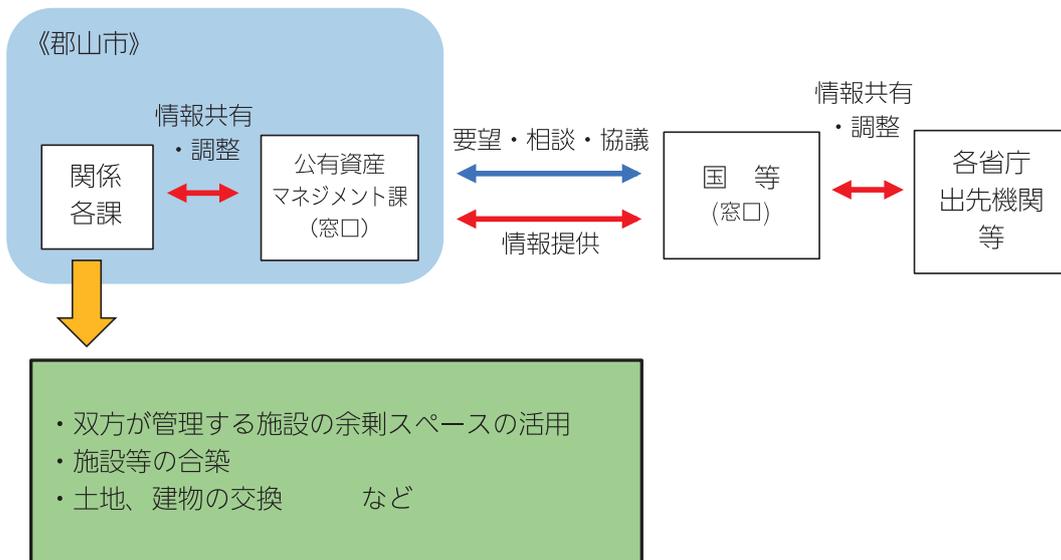
国、県がそれぞれ管理する財産については、国、県、市の財産の最適利用を推進するため、情報の共有を図り、施設整備時の合築、土地・建物の交換、余剰スペース等の相互利用を行います。

▼ 最適利用のイメージ



国・県・市が所有する建物の余剰スペースを活用した相互利用

▼ 国、県等との連携イメージ



(2) 近隣自治体との連携

近隣自治体との施設の共同利用等を行うことで既存施設の最適化*が図れるものについては、新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏*」形成に係る調査・研究の中で近隣自治体との検討を行い、積極的に広域連携を図ります。

▼ 近隣自治体との連携イメージ

郡山市と近隣市町村による連携

- (例) ・図書館の相互利用
- ・体育施設の相互利用等



第6章 計画の進行管理

1. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、次の方針により適切に管理するとともに、確実な実施を図ります。

(1) 本計画及び個別計画の進捗管理

- ① 本計画に基づき、類型別の個別計画*を平成29年度を目標に策定し、郡山市公有資産活用調整会議*において、PDCAサイクルにより毎年度ごとに進捗管理を行います。
- ② 特に施設の設置や最適化*等にあたっては、郡山市公有資産活用調整会議において協議し、調整を図ります。
- ③ 計画の実施及び進捗管理にあたっては、必要に応じて外部有識者等の意見を聴取します。

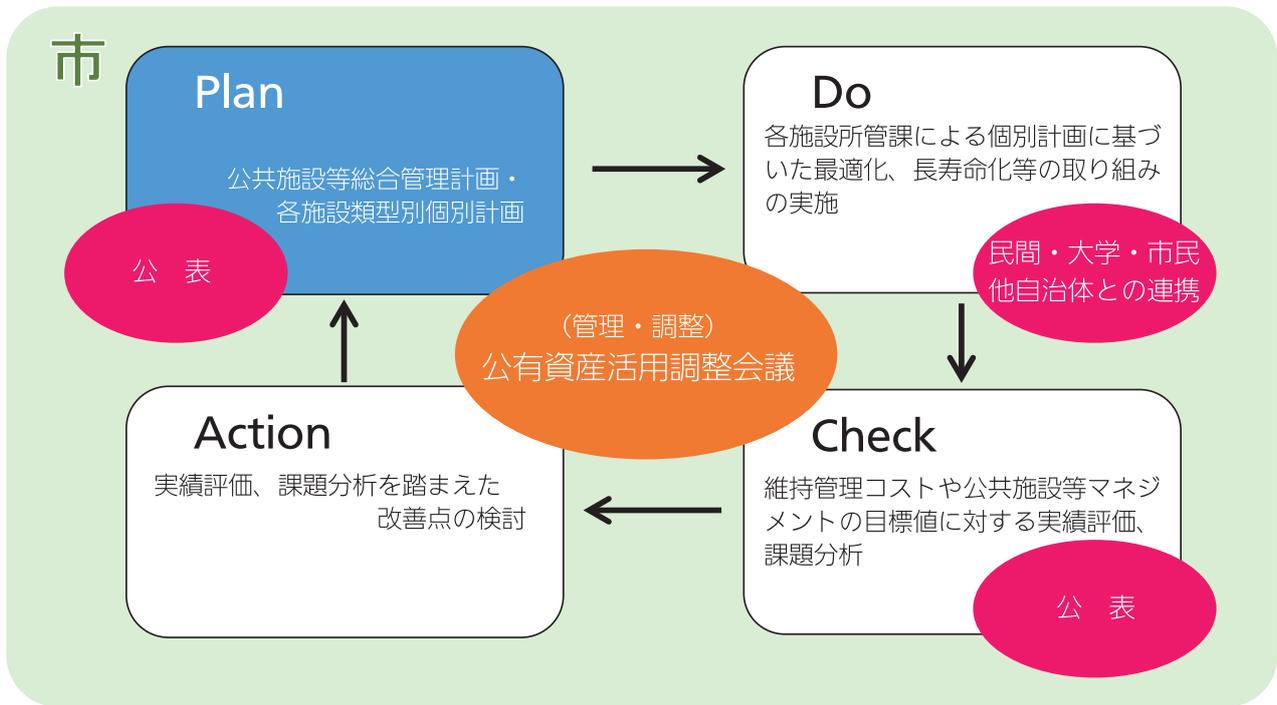
(2) 本計画及び個別計画の見直し

- ① 本計画の見直しは、原則10年ごとにPDCAサイクルにより行い、その際に、公共施設等*の縮減目標値についても見直しを行っていきます。
- ② 本計画の成果確認・見直しの検討は見直し時期の1年前に行いますが、見直し時期以外であっても、人口等の推計と実状の乖離があった場合等、必要に応じて本計画の見直しを実施します。
- ③ 既に策定済みの個別計画*については、本計画との調整を図り、必要に応じて見直し等を検討します。

(3) 情報の公開と管理

- ① 郡山市公共施設白書*は、公共施設等*の資産情報について市民との情報共有を図るため、できる限り実態に即した情報を発信する必要があることから、毎年度更新を行うとともに、広報誌・ウェブサイト等で積極的に情報発信します。
- ② 固定資産台帳*を適切に管理するとともに、改修*履歴や管理費用等を施設ごとにまとめることで、メンテナンスサイクル*の構築を図り、施設の維持管理費の最適化*・効率化を図ります。

▼ PDCAサイクル図



※必要に応じて外部有識者等の意見を反映する。

巻末資料

1. 用語説明（五十音順）

い	維持管理	建物や設備、構造物などの性能・機能を良好な状態に保つほか社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修等を行うこと。
	修繕	劣化や陳腐化した建築物、構造物又はその一部の性能や機能、外観を現状もしくは実用上支障のない状態まで回復させること。
	補修	部分的に劣化した部位などの性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させること。
	インフラ施設	⇒「公共施設等」欄を参照
	インフラ長寿命化基本計画	<p>平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」を踏まえて策定された計画で、総務省が平成25年12月3日に地方公共団体等に通知した。</p> <p>国や地方公共団体、その他民間企業等で管理するあらゆるインフラを対象に、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして策定した基本計画であり、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」および「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」の策定が求められている。</p>
か	改修	劣化や陳腐化した建築物、構造物又はその一部の性能や機能を初期の水準もしくはそれ以上の要求される水準まで改善すること。
	貸付け	⇒「最適化－有効活用」欄を参照
き	旧耐震基準	建築物の地震動に耐え得る能力について、1981年（昭和56年）6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に定められており、これ以前の基準のこと。
こ	公営企業会計等	<p>普通会計以外の特別会計で、公営企業会計（水道（工業用水道を含む）、下水道、農業集落排水）のインフラ施設のほか、準公営企業会計（簡易水道、中央卸売市場、温泉事業所）とその他の会計（財産区）の総称</p> <p>対象施設は上記会計の公共施設及びインフラ施設（水道、下水道等）</p>
	公共施設	⇒「公共施設等」欄を参照
	公共施設等	公共施設とインフラ施設の総称
	インフラ施設	郡山市が設置・管理する道路、橋梁などの交通施設や公園、水道、下水道などの施設の総称
	公共施設	郡山市が設置・管理する学校や市営住宅などの建築物の総称
	公共施設等総合管理計画	<p>平成25年12月3日に総務省より通知された「インフラ長寿命化基本計画」の中で策定が求められている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」のうち地方公共団体が策定するもの。</p> <p>総務省より平成26年4月22日に地方公共団体等に策定要請の通知がなされた。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するために策定する計画</p>

こ	更新	既存の建物や構造物を取り壊し、同程度の機能に取替えること。本計画においては、公共施設の建替えや橋梁の架替え、道路の打替え、管路の布設替えのこと。
	更新費用試算ソフト	平成23年3月にまとめられた「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」に基づく、公共施設等の更新費用の推計を簡易に行うことのできるソフト。総務省のウェブサイトにおいて公開し、フリーソフトとして頒布した。
	コーホート要因法	コーホート要因法とは、同じ期間に生まれた人々の集団に対し、人口変動要因(出生と死亡及び転出入)の将来値を仮定し、推計する方法
	郡山市行財政改革大綱	行財政改革に対する取組みの方向性を示した基本方針で、重点推進目標「2 適切な財政運営の推進」のうち公共施設の保全・管理の最適化の取組事項として位置づけられている。
	郡山市公共施設白書	今後の公共施設マネジメントや公共施設等総合管理計画等策定にあたっての基礎資料として、本市の保有する公共施設等の現状についてまとめたもの。平成27年3月作成、今後定期的に更新予定
	郡山市公有資産活用ガイドライン	公益性・公平性・有効性・効率性を柱とした資産の有効活用を推進するため、基本的な考え方についてまとめたもの。平成26年12月16日策定
	郡山市公有資産活用調整会議	市が保有する土地、施設等の公有資産の情報の共有化を図るとともに、公有資産の有効活用及び最適化を推進し、財政の健全化に資することを目的として、その活用方法等の検討及び庁内調整を行うために設置する内部組織
	郡山市耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき、国の基本方針や「福島県耐震改修促進計画」を踏まえて、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定したもの。平成21年3月に策定し、平成27年度に改訂予定
	固定資産台帳	固定資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。
個別計画	平成25年12月3日に総務省より通知された「インフラ長寿命化基本計画」の中で策定が求められている「個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)」にあたる計画。本計画で示した施設類型区分ごとに策定する。	
さ	最適化	公共施設等の質や量を最適な状態とするため、再配置や有効活用などの取組みを行うこと。
	再配置	中・長期的視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現するため、あり方を見直し、集約や複合化、多機能化などの手法により再配置を行う。
	集約化	既存の同種の公共施設等を統合し、一体の施設として新たに整備すること。
	多機能化	既存の施設に付随して、新たに異なる種類の機能を持たせること。
	廃止	利用価値の低下した施設や当初の目的を達成したと評価される施設等の供用を止めること。
	複合化	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの機能を独立した形で一つの建物内に設置すること。
	用途変更	既存の公共施設を改修し、異なる種類の施設として利用すること。

さ	有効活用	未利用財産や稼働率の低い施設・スペースについて、貸付けや目的外使用許可、用途変更等による市民サービスの充実や売却、貸付け、広告収入など新たな財源確保に活用する。
	貸付け	私法上の賃貸借契約。行政財産は、庁舎の床面積や敷地に余裕がある場合等において貸付けを行うことができる。
	目的外使用許可	行政上の許可処分、公共施設等の設置目的以外の用途に使用する目的に対し行う使用許可のこと。行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができる。
	再配置	⇒「最適化」欄を参照
	産学官金連携	従来の産学官連携（民間企業等・大学等の研究機関・国や地方自治体等が互いに協力し、連携しあって事業や研究活動を推進する仕組み）に、資金調達を視野に入れ、地域企業と密接な関係にある地域金融機関を加えることにより、より実効性の高い取組みを目指したもの。
し	指定管理者制度	⇒「PPP」欄を参照
	修繕	⇒「維持管理」欄を参照
	受益者負担	地方公共団体が上下水道などの事業を行う場合に、その事業により利益を受けるものが経費の一部を負担し、事業に要する経費に充てること。
	集約化	⇒「最適化－再配置」欄を参照
た	大規模改修	劣化や陳腐化した建築物、構造物又はその一部の性能や機能を新たに要求される性能まで改善することで、本書の更新費用の試算においては総務省更新費用試算ソフトの単価により試算している。
	多機能化	⇒「最適化－再配置」欄を参照
ち	長寿命化	公共施設等の建物や構造物を将来に渡って長く使い続けるため、適切な時期に改修等を行うことにより耐用年数を延ばすこと。
と	トータルコスト	公共施設等の設置、維持管理、改修、更新等に係る全ての経費の合計
は	廃止	⇒「最適化－再配置」欄を参照
ふ	複合化	⇒「最適化－再配置」欄を参照
	普通会計	一般会計（自治体の基本的な経費）と特別会計のうち公営企業会計以外の会計の総称。 対象施設は、上記会計の公共施設及びインフラ施設（公園、道路、橋梁）
	普通建設事業費	学校、公民館などの公共施設や道路、橋梁などのインフラ施設など社会資本の新增設事業を行う際に要する経費
へ	平準化	優先順位や効率的な維持管理、長寿命化の取組などにより、毎年異なる改修・更新費用のばらつきを少なくする。
ほ	包括委託	⇒「PPP」欄を参照
	法定耐用年数	財務省令によって定められた税法上の年数で、種類・構造又は用途等の区分により定められており、減価償却費等の計算に用いる。
	補修	⇒「維持管理－修繕」欄を参照

ま	マネジメント	本市が保有し又は借上げている公共施設等を経営的視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
め	メンテナンスサイクル	定期的な点検・診断により施設の状態を把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の取組みを継続的に実施すること。
も	目的外使用許可	⇒「最適化－有効活用」欄を参照
ゆ	有効活用	⇒「最適化」欄を参照
	ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、初めからできるだけ多くの人がいやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指す考え方。「公平性」「自由度・柔軟性」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「負担の少なさ」「スペース等の確保」の7つの原則から成り立つ。
よ	用途変更	⇒「最適化－再配置」欄を参照
	予防保全型維持管理	損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う予防的な保全のこと。
ら	ライフライン	電気、水道、ガス、電話、通信等の公共設備のほか、道路・鉄道等の交通網など日常生活に不可欠なインフラ設備のこと。
れ	連携中枢都市圏	国は、新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏構想」を推進しており、連携中枢都市となる圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持することを目的としている。本市を含め、全国では61市が連携中枢都市に該当し、連携中枢都市を核として設定する圏域のこと。
P	P F I	⇒「PPP」欄を参照
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略称。公共サービスの手法に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念。民間資本や民間ノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもので、P F I や指定管理制度、包括委託などの手法がある。
	指定管理者制度	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公共施設等の管理に民間能力を広く活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図る制度。地方公共団体が住民利用のために設置した公共施設等が対象で、施設の管理を包括的に民間事業者（財団法人、市民グループ等を含む）に代行させることができる。
	包括委託	従来の詳細な仕様書に基づく委託ではなく、「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式であり、複数年契約が基本となる。民間ノウハウの活用によるコストの縮減、業務の効率化などの効果が期待できる。
	P F I	パブリック・ファイナンス・イニシアティブ（Public Finance Initiative）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

2. 郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会

(1) 委員名簿

(敬称略・五十音順)

委 員 名		職 名 等
委員長	浅 里 和 茂	日本大学工学部建築学科教授
委 員	岩 城 一 郎	日本大学工学部土木工学科教授
委 員	齋 藤 いち子	福島県建築士会郡山支部理事
委 員	野 内 忠 宏	ふくしま建築住宅センター専務理事
委 員	松 本 竜 二	一般財団法人日本不動産研究所福島支所長
委 員	渡 邊 貴 志	株式会社東邦銀行法人営業部担当部長

(2) 委員会検討経過

時 期	内 容
第1回 平成27年7月10日	(1)本市の現状及び課題について (2)公共施設等総合管理計画策定について
第2回 平成27年8月10日	(1)公共施設等総合管理計画の構成について
第3回 平成27年9月10日	(1)公共施設等総合管理計画の概要について
第4回 平成27年11月10日	(1)公共施設等総合管理計画素案について
第5回 平成28年2月16日	(1)パブリックコメント結果について (2)公共施設等総合管理計画案について



3. 検討経過

時 期	内 容
平成26年9月	まちづくりネットモニター調査の実施 (対象者数：292名、回答率：86.0%)
平成26年12月	郡山市公有資産活用ガイドライン策定・公表
平成27年1月～3月	市民アンケートの実施 (対象者数：5,000名 回答率：37.8%)
平成27年3月	郡山市公共施設白書の発行
平成27年7月～	郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会発足・開催
平成27年12月	郡山市公共施設等総合管理計画素案の公表 パブリックコメントの実施 (2名から13件の意見提出)
平成28年1月19日	公共施設シンポジウムの開催
平成28年3月	郡山市公共施設等総合管理計画策定

郡山市公共施設等総合管理計画

(2016年(平成28年)3月)

■発行 郡山市

■編集 郡山市財務部公有資産マネジメント課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

T E L : 024-924-2051 F A X : 024-931-3245

E-mail : kouyushisan@city.koriyama.fukushima.jp

楽都
— 東北のウィーン —
郡山

紙へリサイクル不可

